

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画

第 1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について、計画を定める。
- 2 災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう分掌事務に固執することなく各部局間の弾力的な人員運用体制を確立する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市及びその他の防災機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、相互応援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第 2 市の活動体制

市は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、宮古市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は宮古市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。特に台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

災害対策本部には、本部長を補佐し各部の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

1 災害警戒本部

- (1) 災害警戒本部は、「宮古市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集、伝達及び応急措置を行う。
- (2) 災害警戒本部は、県の災害警戒本部及び災害警戒本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

- ア 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 4 条に規定する気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が気象庁予報警報規程（昭和 28 年運輸省告示第 63 号）別表第四の岩手県宮古市に発表されたとき。
- イ 前 1 号に掲げる場合のほか、大雨、長雨、大雪、融雪等により地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき。
- ウ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき。
- エ その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき。

② 組織

- ア 災害警戒本部の組織は、別表 1 のとおりである。
- イ 災害警戒本部の事務所は、危機管理監危機管理課に置く。

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、別表 2 のとおりである。

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じ、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容
総 務 部	契約管財課 税 務 課	庁舎等被害情報の収集 人的被害情報、住家被害情報の収集
企 画 部	田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	本部と同等の担当内容とし、各総合事務所内で収集された情報を本部に伝達する。
市民生活部	生 活 課 (きれいなまち推進室)	衛生施設被害情報の収集
保健福祉部	福 祉 課 こ ども課 介護保険課	社会福祉施設被害情報の収集 児童施設等被害情報の収集 高齢者福祉施設被害情報の収集

	健 康 課	医療施設被害情報の収集
産業振興部	産業支援センター	商業関係被害情報の収集 工業関係被害情報の収集 高圧ガス、火薬類施設、誘致企業等工業関係及び鉱山関係被害報告の収集
	観 光 課	観光施設被害情報の収集
	港湾振興課	港湾関係被害報告の収集
	農 林 課	農業施設被害情報の収集 農作物等被害情報の収集 家畜等被害情報の収集 農地及び農業用施設被害情報の収集 林業関係被害情報の収集
	水 産 課	水産関係被害情報の収集 漁港施設等被害情報の収集 海岸保全施設被害情報の収集
都市整備部	建 設 課	土砂災害等の被害情報の収集 河川、道路、橋梁等の被害情報の収集 交通規制情報の収集
	都市計画課	都市施設（下水道施設を除く。）被害情報の収集
	建築住宅課	市営住宅施設被害情報の収集
上下水道部	経 営 課	水道施設被害情報の収集
	施 設 課	下水道施設被害情報の収集
教 育 部	総 務 課	学校被害情報の収集
	学校教育課	児童・生徒及び教職員等被害情報の収集
	生涯学習課	社会教育施設被害情報の収集 社会体育施設被害情報の収集
	文 化 課	文化施設被害情報の収集 文化財被害情報の収集

(5) 廃止基準

- ア 災害の発生するおそれなくなったとき、又は災害警戒本部を継続して設置する必要がなくなったとき。
- イ 宮古市災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部

- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び災害対策本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

ア 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 4 条に規定する気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が気象庁予報警報規程（昭和 28 年運輸省告示第 63 号）別表第四の岩手県宮古地域に発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が職員の非常配備を必要と認めるとき。

イ 象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 5 条に規定する気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が気象庁予報警報規程（昭和 28 年運輸省告示第 63 号）別表第四の岩手県宮古市に発表されたとき。

ウ 大規模な火災が発生したとき。

エ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

オ その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき。

② 組織

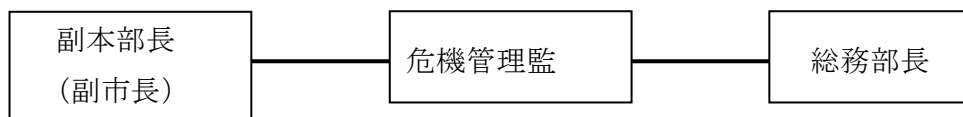
災害対策本部の組織は、別表 3 のとおりである。

③ 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、別表 4 のとおりである。ただし、各部班は、本部長の指揮及び部長会議等による調整のもと、弾力的な人員運用を行うものとし、市民の生命・身体の確保に関する対応を中心に、重要な業務に必要な人員を割り当てるものとする。

④ 部長会議

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、各部長を招集し、必要な活動について指揮する。なお、市本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。



⑤ 代替施設

市庁舎が災害により、業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部

(ア) 第 1 順位 宮古消防署

(イ) 第 2 順位 総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター
のいずれか又は全部

イ 応急対策要員の活動拠点

宮古消防署、総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター、出張所等

⑥ 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、災害応急対策の指揮、監督及び防災関係機関との連絡調整を行う。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が指名し、現地災害対策本部員は、危機管理監及び総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

⑦ 合同災害対策本部

ア 合同災害対策本部は、激甚災害が発生し、防災機関が独自に活動するよりも、共同して迅速な災害応急対策を効率よく実施する必要があると認めたときに設置し、救助等の活動対策の調整を行う。

イ 合同災害対策本部は、宮古海上保安署、宮古警察署、宮古消防署、自衛隊及びその他の機関をもって組織する。

ウ 合同災害対策本部の設置及び廃止の権限は、市本部長（市長）が編成機関の事前の了承のもとに委任を受けて担当する。

⑧ 廃止基準

ア 本部長が災害による被害の拡大のおそれがないと認め、かつ応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ 火災の制圧により応急対策がおおむね終了したとき。

ウ 本部長が災害の発生するおそれがなくなつたと認めるとき。

エ 前記以外の災害応急対策がおおむね終了したとき。

⑨ 後発災害

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

⑩ 派遣要請

市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求める。

3 災害対策本部運営班

(1) 市本部長は、災害対策本部の活動を円滑に行うため、災害対策本部運営班を設置する。

(2) 災害対策本部運営班は、次のとおり毎年度、各部長が指名する。

① 総合調整班は総務部長及び企画部長

② 情報班は総務部長

- ③ 広報班は企画部長
- ④ 連絡班は各部長
- (3) 災害対策本部運営班の分掌事務は次のとおりである。
 - ① 総合調整班は、各種情報等の対応について、本部長を補佐し、各部等との総合調整を行う。
 - ② 情報班は、関係機関及び市民等から各種情報を入手し、総合調整班に伝達する。
 - ③ 広報班は、市本部長の指示や災害対応状況等について、各種媒体を通じて情報発信する。
 - ④ 連絡班は、各部長等からの指示等を所属部、課等に伝達するとともに、職員参集状況等を含め、各対応状況について、部長等に報告する。
- (4) 災害対策本部運営班は、災害対策本部が設置された場合は、直ちに所定の参集場所に参加し、担当業務を行う。

4 災害時初動班

- (1) 市本部長は、大雨、洪水、暴風警報及び土砂災害警戒情報等の発表により、高齢者等避難等の発令準備に伴い、避難所開設の指示があった場合及びその他の災害等で必要となった場合は、災害時初動班を設置する。
- (2) 災害時初動班は、毎年度、危機管理監が指名する。
- (3) 災害時初動班は、初期組織として活動し、その所掌事務は次のとおりである。
 - ① 災害対策本部の設置及び運営
 - ② 本部長の指令等の伝達
 - ③ 県及び防災関係機関等との連絡、調整
 - ④ 住民からの要請の処理
 - ⑤ 被害状況等の情報の収集及び県に対する報告
 - ⑥ 住民への災害情報等の伝達
 - ⑦ その他、市本部長が指示した業務

5 避難所運営班（第 1 班）

- (1) 市本部長は、災害発生初期（概ね発災から 24 時間程度）の避難所の開設及び運営を行うため、避難所運営班（第 1 班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第 1 班）の班員は、市職員個人を対象として危機管理監が指名する。
- (3) 避難所運営班（第 1 班）は、避難所 1 箇所あたり概ね 3 名体制とし、避難所近傍に居住するものを指定することを基本とする。
- (4) 避難所運営班（第 1 班）の分掌事務は、次のとおりである。

- ① 避難所の開設及び開設
 - ② 避難者の収容
 - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
 - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
 - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援
 - ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
 - ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 避難所運営班（第 1 班）は、大雨、洪水、暴風警報及び土砂災害警戒情報等の発表により、市災害警戒・対策本部が設置され、高齢者等避難等の発令の準備に伴い、避難所開設の指示があった場合及びその他の災害等で必要となった場合は、直ちに所定の参集場所に参加し、担当業務を遂行する。
- (6) 避難所運営班（第 1 班）の班員は、安全な参集経路により参集するものとする。ただし、参集が困難な場合は、避難所の管理者や自主防災組織、町内会、自治会等に連絡して避難所の開設に努める。その場合、班員は、「第 2 節 職員の動員計画」に準じて各公所等に参加する。
- (7) 災害規模や災害当初の所在場所により避難所運営班（第 1 班）の班員が避難所に参加できないことがあることから、市は、避難所の開設及び運営を連携して実施することを目的とした「避難所の運営に関する協定」を自主防災組織、町内会、自治会等との間で締結するなどし、迅速な設置に努める。

6 避難所運営班（第 2 班）

- (1) 市本部長は、避難所の開設及び運営を、全庁を挙げた体制で実施するため、避難所運営班（第 2 班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第 2 班）は、災害発生時において、市本部長の指揮のもと、避難所運営班（第 1 班）の業務を引き継いで（概ね発災から 24 時間以降）、継続的な避難所開設及び運営にあたるものとする。
- (3) 避難所運営班（第 2 班）は、市行政組織の部課を対象に市民生活部長が指名する。
- (4) 避難所運営班（第 2 班）は、避難所運営班（第 1 班）からの引継時から閉鎖まで設置し、各部班横断的な組織として活動し、その分掌事務は次のとおりである。
- ① 避難所の開設及び開設
 - ② 避難者の収容
 - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
 - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
 - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援

- ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
- ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 災害発生以後であっても、市本部長は、必要に応じて避難所運営班（第 2 班）を増員することができる。
- (6) 避難所運営班（第 2 班）の活動の詳細は、市があらかじめ作成する「宮古市避難所開設・運営マニュアル」に従うものとする。
- (7) 避難所運営班（第 1 班）を配備できない避難所については、避難所運営班（第 2 班）が避難所運営班（第 1 班）の業務を行う。

第 3 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及びこの計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県本部及び市本部との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。
- 6 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

〔資料編 1-3-1-1：宮古市災害対策本部条例〕

〔資料編 1-3-1-2：宮古市災害警戒本部設置要領〕

別表 1 災害警戒本部の組織

(1) 設置基準

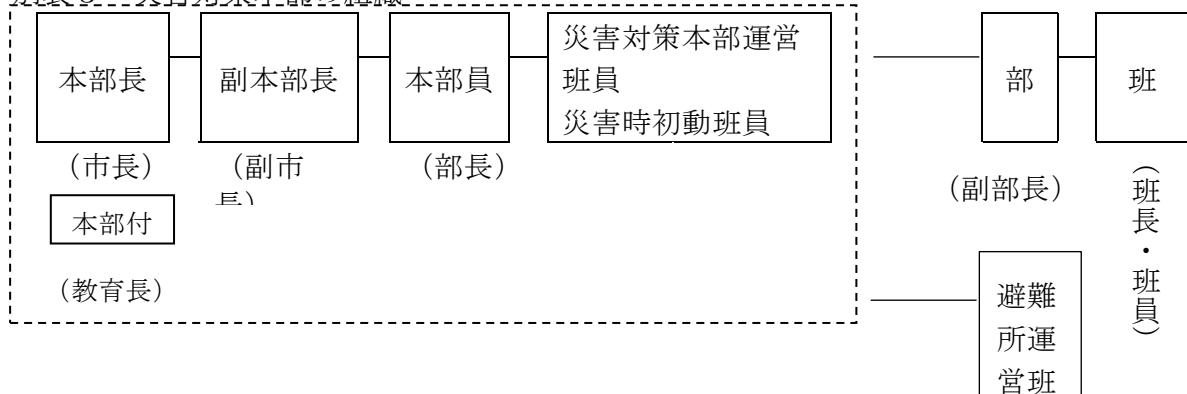
区 分	「ア」「イ」の場合	「ア」のうち高潮警報、波浪警報が 発表されたとき
本 部 長	副市長	
副本部長	危機管理監	
本 部 員	総務部長 企画部長 エネルギー・環境部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業振興部長 都市整備部長 上下水道部長 教育部長	総務部長 企画部長 産業振興部長
本部職員 (課長及び 課員)	危機管理課 消防対策課 総務課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所 総合窓口課 建設課 施設課 教育委員会総務課 その他本部員が指名する者	危機管理課 消防対策課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 水産課 その他本部員が指名する者

区 分	「ウ」の場合	「エ」の場合
本 部 長	副市長	
副本部長	危機管理監	
本 部 員	総務部長 企画部長 災害発生場所及び施設等を所管 する部長	総務部長 企画部長 災害対策を必要とする場所及び施設 を所管する部長
本部職員 (課長及び 課員)	危機管理課 消防対策課 契約管財課 企画課 災害発生場所及び施設等を所管 する課 その他本部員が指名する者	危機管理課 消防対策課 契約管財課 企画課 災害対策を必要とする場所及び施設 等を所管する課 その他本部員が指名する者

別表 2 災害警戒本部の分掌事務

課 名	分 掌 事 務
危機管理課	1 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 県及び他の関係機関（報道機関を除く。）に対する市災害状況等の報告に関すること。 4 被害対策の調整に関すること。
消防対策課	1 地震情報、津波予報・注意報の収集及び伝達に関すること。 2 災害の拡大防止に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
総 務 課	危機管理課に対する応援に関すること。
契約管財課	1 電話交換に関すること。 2 車両の確保及び配車に関すること。
企 画 課	1 災害広報、記録に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。
総合窓口課	避難所の開設運営に関すること。
水 産 課	水産関係の被害調査に関すること。
建 設 課	1 河川、道路、橋梁等の被害調査に関すること。 2 交通の保安、道路施設の保全並びに通行の禁止及び制限に関すること。
施 設 課	水道施設及び下水道施設の被害調査に関すること。
教育委員会 総務課 学校教育課 文化課	1 学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設及び文化財の被害調査に関すること。 2 児童生徒、教員等の被害調査及び安全確保に関すること。 3 避難所になっている学校等の確保に関すること。
田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	1 事務所管内の被害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害警戒本部との連絡調整に関すること。
避難所運営班	避難所の開設運営に関すること。

別表 3 災害対策本部の組織



部	部 長	副 部 長	班	班 長
危 機 管 理 監	危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長	防 災 班	部長等が指名する者
		消 防 対 策 課 長	消 防 班	部長等が指名する者
総 務 部	総 務 部 長 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長	総 務 課 長	第 1 庶 務 班	部長等が指名する者
		財 政 課 長	財 政 班	部長等が指名する者
		契 約 管 財 課 長	契 約 班	部長等が指名する者
		デ ジ タ ル 推 進 課 長	第 2 庶 務 班	部長等が指名する者
		税 務 課 長	調 査 班	部長等が指名する者
		会 計 課 長	出 納 班	部長等が指名する者
		議 会 事 務 局	協 力 班	部長等が指名する者
企 画 部	企 画 部 長 (公共交通担当部長)	企 画 課 長	第 3 庶 務 班	部長等が指名する者
		公 共 交 通 推 進 課 長	交 通 班	部長等が指名する者
		秘 書 課 長	秘 書 班	部長等が指名する者
		田 老 総 合 事 務 所 長	田 老 総 合 事 務 所 班	部長等が指名する者
		新 里 総 合 事 務 所 長	新 里 総 合 事 務 所 班	部長等が指名する者
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 部	エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 部 長	川 井 総 合 事 務 所 長	川 井 総 合 事 務 所 班	部長等が指名する者
		エ ネ ル ギ ー 推 進 課 長	エ ネ ル ギ ー 班	部長等が指名する者
市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	環 境 課 長	環 境 班	部長等が指名する者
		総 合 窓 口 課 長	第 2 援 護 班	部長等が指名する者
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長 (地域保健医療推進監)	生 活 課 長	出 張 所 班	部長等が指名する者
		福 祉 課 長	衛 生 生 活 班	部長等が指名する者
		こ ど も 課 長	第 1 援 護 班	部長等が指名する者
		介 護 保 険 課 長	第 3 援 護 班	部長等が指名する者
産 業 振 興 部	産 業 振 興 部 長	健 康 課 長	第 4 援 護 班	部長等が指名する者
		産 業 支 援 セ ン タ ー 所 長	医 療 班	部長等が指名する者
		観 光 課 長	産 業 支 援 班	部長等が指名する者
		企 業 立 地 港 湾 課 長	観 光 班	部長等が指名する者
		農 林 課 長	企 業 港 湾 班	部長等が指名する者
都 市 整 備 部	都 市 整 備 部 長	水 産 課 長	農 林 班	部長等が指名する者
		建 設 課 長	水 産 班	部長等が指名する者
		都 市 計 画 課 長	第 1 建 設 班	部長等が指名する者
上 下 水 道 部	上 下 水 道 部 長	建 築 住 宅 課 長	第 2 建 設 班	部長等が指名する者
		経 営 課 長	第 3 建 設 班	部長等が指名する者
教 育 部	教 育 部 長	施 設 課 長	経 営 班	部長等が指名する者
		総 務 課 長	施 設 班	部長等が指名する者
		学 校 教 育 課 長	第 1 教 育 班	部長等が指名する者
		生 涯 学 習 課 長	第 2 教 育 班	部長等が指名する者
		文 化 課 長		

別表 4 災害対策本部の分掌事務

(1) 災害発生前

区 分	活 動 項 目	担当部班
1 事前の情報収集、 連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予 防対策の事前打合せ及び警戒態勢の強化	危機管理監 企画部
2 災害対策用資機材 の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機 材の点検整備	危機管理監 保健福祉部
3 公安警備対策	高齢者等避難、避難指示及び避難誘導の準 備	危機管理監
4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設 置 (2) 企画部、市民生活部及び保健福祉部各班 の活動開始準備	危機管理監 企画部 市民生活部 保健福祉部
5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹 底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 各部に対する被害速報の収集報告の指令 (人的及び住家被害情報の優先)	危機管理監 総務部 企画部

(2) 災害発生後

部 名	班 名	分 掌 事 務	根拠法 令
危機 管理 監	防災班 (危機管理 課)	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 職員の非常招集及び配備体制に関すること。 4 関係機関に対する被害状況等の報告に関すること。 5 非常通信に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく 従事命令等に関すること。 8 本部の庶務に関すること。 9 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。 10 関係機関、団体に対する応援要請等に関すること。 11 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関すること。 12 罹災証明書の交付に係る連絡調整に関すること。 13 防災機関との連絡調整に関すること。 14 部内各班の連絡調整に関すること。 15 防災会議に関すること。	基 23 条 基 51 条 基 53 条 基 57 条 基 63 条 基 65 条 自 83 条

	消防班 (消防対策課)	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 予報及び警報の伝達に関する事。 3 消防活動及び水防活動に関する事。 4 被害の拡大防止に関する事。 5 避難立退きの指示及び誘導に関する事。 6 救助活動に関する事。 7 行方不明者の捜索、手配及び遺体の収容に関する事。 8 被災地の秩序維持に関する事。 9 危険物の保安に関する事。 10 部内他班に対する応援に関する事。	基 56 条 基 58 条 基 59 条 基 60 条
総 務 部	第 1 庶務班 (総務課)	1 防災班に対する応援に関する事。 2 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 3 県知事から委任された従事命令に関する事。 4 市議会に関する事。 5 部内各班の連絡調整に関する事。	基 71 条
	財政班 (財政課)	1 応急対策予算の調整に関する事。 2 災害基金に関する事。 3 財政金融措置に関する事。 4 応急公用負担に関する事。 5 損失補償、損害補償等に関する事。 6 緊急救助費用の経理に関する事。 7 部内他班に対する応援に関する事。	基 101 条 基 64 条 基 82、 84 条
	契約班 (契約管財課)	1 災害関係物品の購入、受払いに関する事。 2 応急対策の請負契約に関する事。 3 緊急輸送車両の確保及び配車に関する事。 4 輸送車両用燃料の確保及び給油手配に関する事。 5 職員、被災者、物資等の輸送に関する事。 6 輸送機関との連絡調整に関する事。 7 燃料の確保に関する事。 8 本部の電話交換に関する事。 9 市有財産等の貸与、使用に関する事。 10 他部に属さない市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 11 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関する事。 12 部内他班に対する応援に関する事。	
	第 2 庶務班 (デジタル推進課)	3 部内他班に対する応援に関する事。	
	調査班 (税務課)	1 住家等の被害調査、被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。 2 被災納税者の取扱いに関する事。 3 部内他班に対する応援に関する事。	
	出納班 (会計課)	1 会計に関する事。 2 義援金の出納及び保管に関する事。 3 災害見舞金等の出納保管に関する事。 4 部内他班に対する応援に関する事。	

	協力班 (議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局、市有施設)	1 自衛隊の集結場所の設置及び運営の協力に関すること。 2 他市町村等からの応援隊及びボランティアの受け入れ場所の設置及び運営の協力に関すること。 3 他班に対する応援に関すること。 ※ 班内の総合調整は議会事務局が行う。	
企 画 部	第 3 庶務班 (企画課)	1 防災班に対する応援に関すること。 2 災害関係来市者の受け付け及び宿泊の手配に関すること 3 渉外要望に関すること。 4 海外からの支援の受け入れに関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。 6 避難所への情報提供に関すること。 7 災害広報、記録に関すること。 8 報道機関に関すること。	
	交通班 (公共交通推進課)	1 部内他班に対する応援に関すること。 2 防災班に対する応援に関すること。	
	秘書班 (秘書課)	1 記者会見に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。 3 防災班に対する応援に関すること。	
	田老総合 事務所班	1 事務所管内の災害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関すること。 ※ 班内の総合調整は地域振興係が行う。	
	新里総合 事務所班	1 事務所管内の災害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関すること。 ※ 班内の総合調整は地域振興係が行う。	
	川井総合 事務所班	1 事務所管内の災害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関すること。 ※ 班内の総合調整は地域振興係が行う。	
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 部	エネルギー班 (エネルギー推進課)	1 部内他班に対する応援に関すること。 2 防災班に対する応援に関すること。	
	環境班 (環境課)	1 部内他班に対する応援に関すること。 2 防災班に対する応援に関すること。	

市 民 生 活 部	第 2 援護班 (総合窓口課)	1 避難所の設置運営に関する事 2 避難民の収容に関する事 3 避難施設関係者との連絡調整に関する事 4 部内各班の連絡調整に関する事	
	出張所班 (各出張所)	情報の収集及び報告に関する事	
	衛生生活班 (生活課)	1 清掃及び消毒に関する事 2 し尿及び廃棄物の処理の調整に関する事 3 遺体の収容等に係る関係機関との連絡及び遺体の処理に 対する協力に関する事 4 衛生施設等の被害調査に関する事 5 物資及び食料の供給に関する事 6 炊き出しの手配及び給食に関する事 7 日本赤十字社、その他社会事業団体との連絡に関する 事 8 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関する事 9 り災者の相談に関する事 10 義援物資及び義援金受け付け及び配分に関する事 11 被災者台帳システムに関する事。情報の収集及び報告 に関する事	基 50 条 救 23 条
保 健 福 祉 部	第 1 援護班 (福祉課)	1 災害救助法の適用手続きに関する事 2 生活保護世帯、社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に 関する事 3 障がい者の救護に関する事 4 災害救助法に基づく給貸与物資及び生業資金に関する 事 5 その他厚生、救援に関する事 6 部内各班の連絡調整に関する事	救 2 条 救 23 条
	第 3 援護班 (こども課)	1 児童、母子世帯の応急対策に関する事 2 臨時託児所の設置に関する事 3 部内各班の連絡調整に関する事	
	第 4 援護班 (介護保険課)	1 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 高齢者等要援護者の救護に関する事 3 その他厚生、救援に関する事 4 部内他班に対する応援に関する事	
	医療班 (健康課)	1 人的被害の調査に関する事 2 医療、助産に関する事 3 感染症予防及び対策に関する事 4 医療機関及び医療関係者の動員に関する事 5 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関する事 6 医療救護班の編成及び活動に関する事 7 救護所の設置に関する事 8 医療施設等の被害調査に関する事 9 傷病者の搬送に関する事 10 被災者のこころのケアに関する事 11 避難者の健康管理に関する事	

産業振興部	産業支援班 (産業支援センター)	1 商業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 商業団体等との連絡調整に関する事。 3 被災事業者の災害融資に関する事。 4 工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 5 工業団体等との連絡調整に関する事。 6 労働力の確保に係る連絡調整に関する事。 7 労務者及び技術者の協力に関する事。 8 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関する事。 9 被災工業者の災害融資に関する事。 10 部内各班の連絡調整に関する事。 11 部内他班に対する応援に関する事。	
	観光班 (観光課)	1 観光客の援護に関する事。 2 自然公園及び観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 他市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保に関する事。 4 部内他班に対する応援に関する事。	
	港湾班 (港湾振興課)	1 港湾の被害調査に関する事。 2 部内他班に対する応援に関する事。	
	農林班 (農林課)	1 農畜産物、農地、農業用施設、土地改良施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関する事。 3 被災農家等の災害融資に関する事。 4 治山・林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災林家等の災害融資に関する事。 6 部内他班に対する応援に関する事。	
	水産班 (水産課)	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 在港中の漁船等の対策に関する事。 4 被災漁家の災害融資に関する事。 5 部内他班に対する応援に関する事。	
都市整備部	第 1 建設班 (建設課)	1 道路、河川、橋梁、水ひ門等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 地すべり等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急復旧用建築資材の確保に関する事。 4 通行の禁止及び制限等交通の規制に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 部内各班の連絡調整に関する事。 7 部内他班に対する応援に関する事。	
	第 2 建設班 (都市計画課)	1 都市施設等被害調査及び応急対策に関する事。 2 部内他班に対する応援に関する事。	

	第 3 建設班 (建築住宅課)	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関する事。 3 建築物及び宅地の応急危険度の判定に関する事。 4 応急仮設住宅等への入居等に関する事。 5 応急危険度判定士の派遣要請に関する事。 6 部内他班に対する応援に関する事。	
(兼生活排水部)	施設班 (施設課) 経営班 (経営課)	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関する事。 3 水道施設の復旧に係る資機材の確保及び斡旋に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 部内他班に対する応援に関する事。	
教 育 部	第 1 教育班 (総務課) (学校教育課)	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る。）。 3 教育関係団体との連絡調整に関する事。 4 学校給食の応急対策に関する事。 5 学校給食センターによる炊き出しに関する事。 6 部内各班の連絡調整に関する事。 7 児童、生徒及び教員の被害調査に関する事。 8 学校に対する連絡及び指示に関する事。 9 児童、生徒の避難救助に関する事。 10 り災児童及び生徒に対する応急教育に関する事。 11 学用品の調達及び支給に関する事。 12 教員の非常招集及び配置に関する事。 13 部内他班に対する応援に関する事。	基 50 条 救 23 条
	第 2 教育班 (生涯学習課) (文化課)	1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事（所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る。）。 3 社会教育関係団体及び社会体育関係団体との連絡調整に関する事。 4 部内他班に対する応援に関する事。 5 文化財、文化施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 6 部内他班に対する応援に関する事。	

(凡例) 基・・・災害対策基本法 自・・・自衛隊法 救・・・災害救助法

第2節 職員の動員計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、職員の動員体制について、安全の確保に十分に配慮しつつ計画を定める。

第2 配備体制

市本部の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		動 員 範 囲	配 備 時 期 (本編第3章第1節)	
災害警戒本部		災害警戒本部の職員	ア	市域に気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が発表されたとき
			イ	上記のほか、大雨、長雨、大雪、融雪等により地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき
			ウ	大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき
			エ	その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき
災害対策本部	1号非常配備	1号非常配備該当職員	ア	市域に気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が発表されかつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が職員の非常配備を必要と認めるとき
			イ	大規模な火災が発生したとき
	2号非常配備	2号非常配備該当職員	ア	市域に気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が発表されたとき
			イ	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
			ウ	その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき

備考 1 1号非常配備該当職員……各課長等が指名する職員

2 2号非常配備該当職員……全職員

第3 動員体制の整備

1 非常招集計画

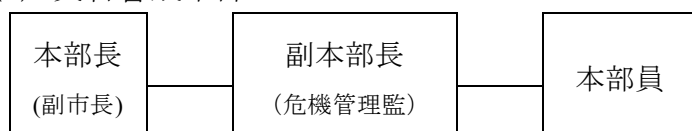
各部長は、次の事項を内容とした各部ごとの職員の非常招集計画を毎年作成し、総務部長、危機管理監に提出するとともに、部員に周知徹底しておく。

- (1) 非常招集の系統及び配備体制
- (2) 非常招集通知の方法
- (3) 職員ごとの参集所要時間及び参集方法
- (4) 参集場所
- (5) 非常招集事務担当者
- (6) その他必要な事項

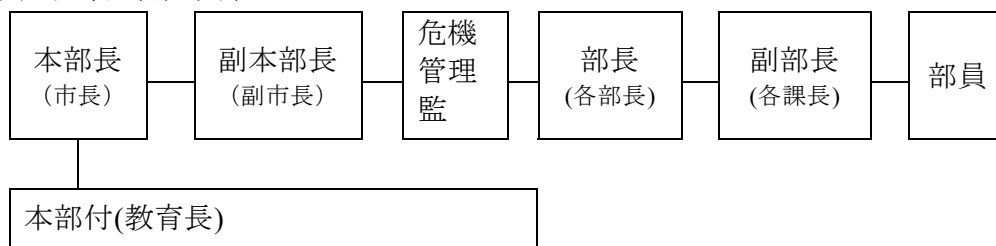
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	電話、庁内放送、防災行政無線等
勤務時間外	電話、防災行政無線等

4 参集場所

風水害等の場合の参集場所（避難所運営班員を除く）は、勤務する庁舎とする。

なお、市役所本庁に参集する場合の災害警戒・対策本部員（運営班含む）の駐車場は、本庁前とし、その他の職員は第一中学校校庭内西側とする。

5 参集方法

風水害等の参集方法は、徒歩、自転車、バイク、自動車等、参集場所にもっとも迅速に参集できる手段を用いるものとする。

6 自主参集

各配備指令の対象となる職員は、各自で気象情報等を収集し、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

7 所属公所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公所に参集できないときは、所属公所の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄り総合事務所及び支所、公民館その他の市の公所に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに市本部長（各部長）に報告する。
- (3) 参集先の公所の長は、その後の事情によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

第3節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象予報・警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
市	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理河川水防警報等の発表 3 県管理河川氾濫危険水位情報の発表
第二管区海上保安本部 （宮古海上保安署）	気象予報・警報等の船舶への周知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	気象予報・警報等の市に対する伝達
気 象 庁 （盛岡地方気象台）	気象予報・警報等の発表及び関係機関に対する通知
各 放 送 局	気象予報・警報等の放送

（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班、消防班	気象予報・警報等の周知
企画部	各総合事務所班	

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

（1）気象予報・警報等の種類

気象予警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

（気象業務法に基づくもの）

○ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

① 情報の種類

種	類	概 要
気 象 に 関 す る 情 報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒 情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿

		岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
--	--	-------------------------------------

備考1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

② 注意報の種類と発表基準

種 類	概 要
気 象 注 意 報	風雪注意報 (備考1) 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合 (7) 陸上で雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合 (4) 海上で雪を伴い、平均風速が15m/s以上と予想される場合
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合 (7) 陸上で平均風速が10m/s以上と予想される場合 (4) 海上で平均風速が15m/s以上と予想される場合
	大雨注意報 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合 (7) 表面雨量指数基準が5以上の場合 (4) 土壌雨量指数基準が62以上の場合 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (7) 12時間の降雪の深さが、平野部で15cm以上、山沿いで20cm以上と予想される場合
	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (7) 有義波高が3m以上と予想される場合
	洪水注意報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合 (7) 流域雨量指数基準、次の値以上の場合 閉伊川流域=26.7、山口川流域=4.4、近内川流域=7.6、長沢川流域=14.4、牛伏沢流域=5.2、飛沢川流域=5.4、刈屋川流域=21.7、小国川流域=22.3、 夏屋川流域=8、大野川流域=5.6、北川目沢流域=7.3、平沢流域=4.7、岩穴沢流域=9.2、尻石沢流域=10.1、中之又沢流域=5.5、薬師川流域=11.1、湯沢川流域=5.8、摂待川流域=14.1、神田川流域=11.5、八木沢川流域=6.1、津軽石川流域=20.7、田代川流域=15、根井沢流域=3 (4) 複合基準※1、次の値以上の場合 閉伊川流域=(5、26.7)、山口川流域=(5、3.5)、近内川流域=(5、7.6)、長沢川流域=(5、13.4)、牛伏沢流域=(5、5.2)、飛沢川流域

		= (5、5.4)、刈屋川流域=(5、19.5)、小国川流域=(5、19.9)、夏屋川流域=(5、6.4)、大野川流域=(5、4.5)、北川目沢流域=(5、7.3)、平沢流域=(5、3.8)、岩穴沢流域=(5、9.2)、尻石沢流域=(5、10.1)、中之又沢流域=(5、5.5)、薬師川流域=(5、9.3)、湯沢川流域=(5、5.8)、撰待川流域=(5、11.3)、神田川流域=(5、11.5)、八木沢川流域=(5、6.1)、田代川流域=(5、15)、根井沢流域=(5、3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 濃霧のため視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合
	雷注意報 (備考2)	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下の風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 (イ) 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	低温注意報	夏期 低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
		冬期 低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 最低気温が氷点下 6℃以下であって、かつ最低気温が平年より 4℃以上低いとき (イ) 最低気温が氷点下 6℃以下であって、かつ最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき
	着氷・着雪注意報	大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合 (イ) 積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合
	融雪注意報	融雪より災害が発生するおそれがあると予想される場合
	土砂崩れ注意報 (備考3)	大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸水注意報 (備考3)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

- 備考1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについても注意を呼びかける。
- 2 発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
- 3 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。
- 4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。高潮注意報については、2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、通常より引き下げた暫定基準を適用している。

③ 警報の種類と発表基準

種 類	概 要
気 象 警 報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 陸上で平均風速が 16m/s 以上と予想される場合 (イ) 海上で平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報 (備考1) 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 雪を伴い陸上で、平均風速が 16m/s 以上と予想される場合 (イ) 雪を伴い海上で、平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 12時間の降雪の深さが、平野部で 30cm 以上、山沿いで 50cm 以上と予想される場合
高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 宮古港の潮位が東京湾平均海面（TP）上 1.2m 以上（暫定基準 TP1.0m 以上）と予想される場合 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 有義波高が 6 m 以上と予想される場合
洪 水 警 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 流域雨量指数基準が次の値以上の場合 閉伊川流域＝53.3、山口川流域＝5.5、近内川流域＝9.6、長沢川流域＝18.0、牛伏沢流域＝6.5、飛沢川流域＝6.8、刈屋川流域＝27.2、小国川流域＝27.9、夏屋川流域＝10.1、大野川流域＝7.1、北川目沢流域＝9.2、平沢流域＝5.9、岩穴沢流域＝11.6、尻石沢流域＝12.7、中之又沢流域＝6.9、薬師川流域＝14.5、湯沢川流域＝7.3、接待川流域＝17.7、神田川流域＝14.4、八木沢川流域＝7.7、津軽石川流域＝27.1、田代川流域＝18.8、根井沢流域＝3.8 (イ) 複合基準※1 が次の値以上の場合 閉伊川流域＝(5、47.9)、近内川流域＝(5、8.7)、長沢川流域＝(5、14.9)、牛伏沢流域＝(5、5.8)、刈屋川流域＝(5、24.4)、小国川流域

	=(5、25.1)、夏屋川流域=(5、9)、平沢流域=(5、5.3)、岩穴沢流域 =(5、10.4)、尻石沢流域=(5、11.4)、薬師川流域=(5、14.3)、八木沢 川流域=(5、6.9)、田代川流域=(5、16.9)、根井沢流域=(5、3.4) 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげ られる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3に相当
土砂崩れ警報 (備考4)	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると 予想される場合
浸水警報 (備考4)	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

備考1 暴風雪警報にあっては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程
障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

- 2 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水
害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
- 3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に
よる重大な災害が挙げられる。
- 4 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報
の標題は用いない。
- 5 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合
は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。高潮警報につ
いては、2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、通常より引き下げた暫定基準を適
用している。
- 6 キキクル(危険度分布等)

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域 ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数 の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災 害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認する ことができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があると される警戒レベル5に相当。 ○「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に 相当。 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒 レベル3に相当。 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の 領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測 を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたとき に、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があると される警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km毎に5段階に色分けして示す情報。3時間先まで流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ○ 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○ 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

④ 特別警報の種類と発表基準

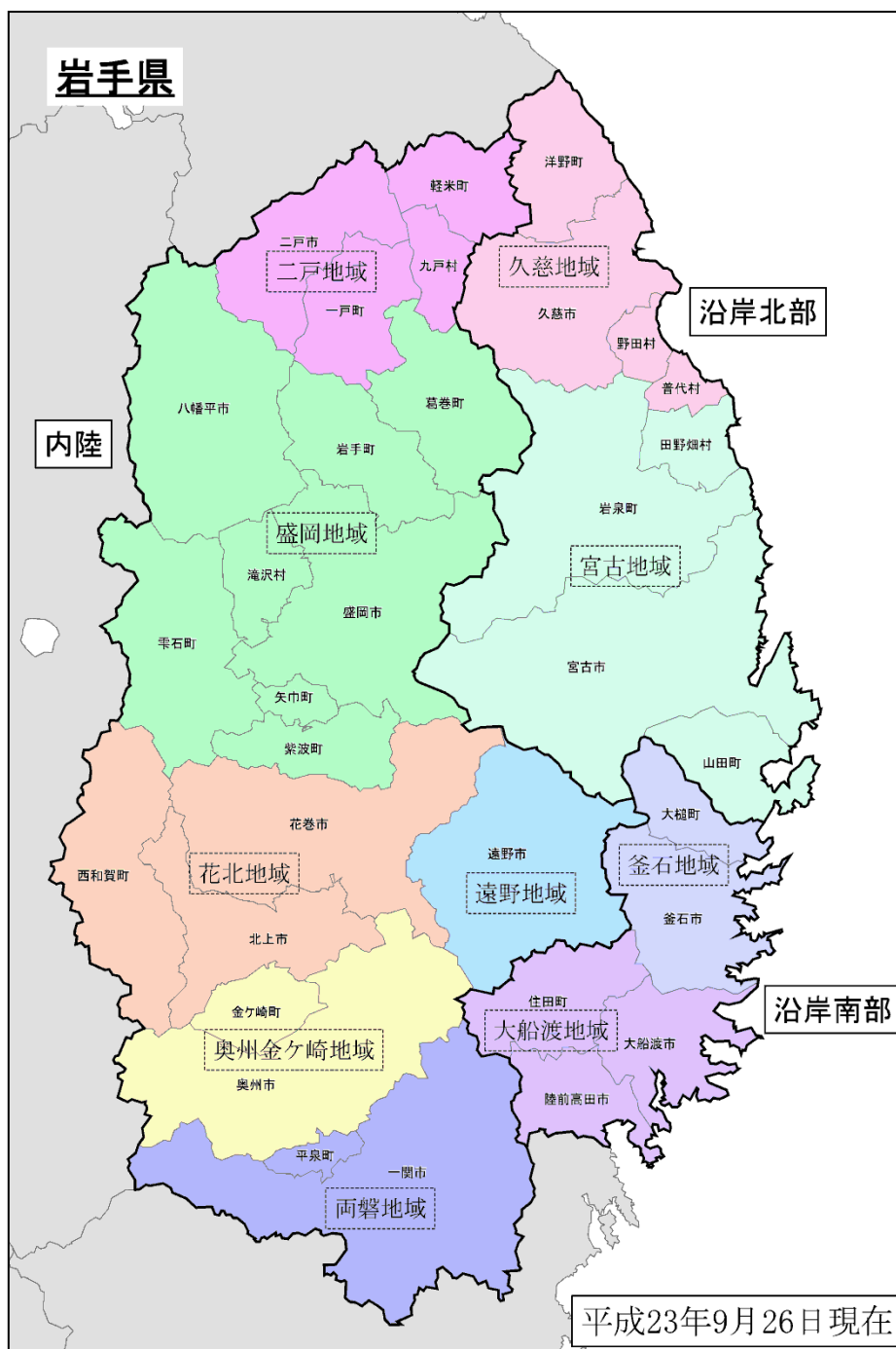
種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 (7) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報（備考1）	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (7) 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報（備考2）	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (7) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合
高潮特別警報		台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (7) 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報		高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合
土砂崩れ特別警報（備考3）		大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合

備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

- 2 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
- 3 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は「大雨特別警報（浸水域）」として発表する。
- 4 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

⑤ 気象予報・警報の発表地域区分

盛岡地方気象台では、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送や天気予報電話サービス等では、重要な情報を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域（3区域）や市町村等をまとめた地域（10地域）の名称を用いる場合がある。この場合、宮古市は、一次細分区域で沿岸北部、市町村等をまとめた地域で宮古地域に該当す（岩手県の地域細分）



(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 (ア) 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 (イ) 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 (ウ) 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)
火 災 警 報	火災気象通報が通知され、市の区域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種 類	内 容
県管理河川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの／水防活動の利用に適合する予報及び警報)

種 類	内 容
水 防 活 動 用 気 象 注 意 報	大雨注意報をもって代える。
水 防 活 動 用 気 象 警 報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水 防 活 動 用 高 潮 注 意 報	高潮注意報をもって代える。
水 防 活 動 用 高 潮 警 報	高潮特別警報又は高潮警報をもって代える。
水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	洪水注意報をもって代える。
水 防 活 動 用 洪 水 警 報	洪水警報をもって代える。
水 防 活 動 用 津 波 注 意 報	津波注意報をもって代える。
水 防 活 動 用 津 波 警 報	大津波警報（津波特別警報）又は津波警報をもって代える。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報等の区分	発表機関	伝 達 系 統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予警報等伝達系統図（別図 1）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（別図 2）のとおり。
県管理河川水防警報	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図（別図 3）のとおり。
県管理河川氾濫危険水位情報等	〃	〃
火 災 警 報	消防本部	気象予警報等伝達系統図（別図 1）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- ① 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

気象予報・警報等の通知を受けた場合は、(2) に定める伝達系統により、直ちに、市本部に対して通知を行う。なお、防災基本情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 市の措置

- ① 市本部長は、気象予報・警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。
- ② 市本部長は、気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- ③ 市本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- ④ 気象報・予警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県本部宮古地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- ⑤ 市本部長は、防災行政無線の整備等により、市民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- ⑥ 気象予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	エ サイレン及び警鐘
イ 電話及びFAX	オ コミュニティーFM
ウ 広報車	カ 自主防災組織等の広報活動

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

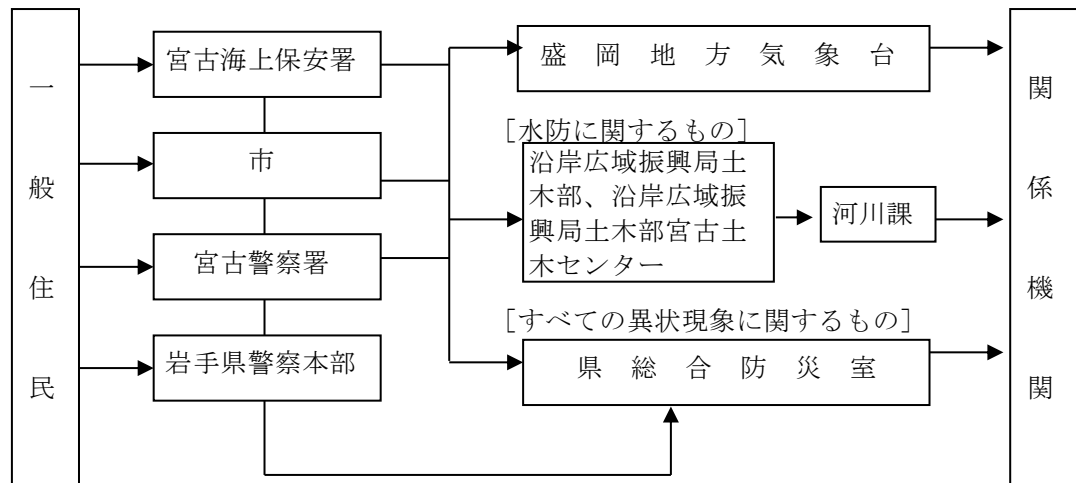
- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市本部長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市本部長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市本部長等の通報先

- ① 通報を受けた市本部長は、次の区分により担当機関の長に通報する。

種 類	担 当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	沿岸広域振興局土木部、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター、県総合防災室	県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、県総合防災室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県総合防災室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

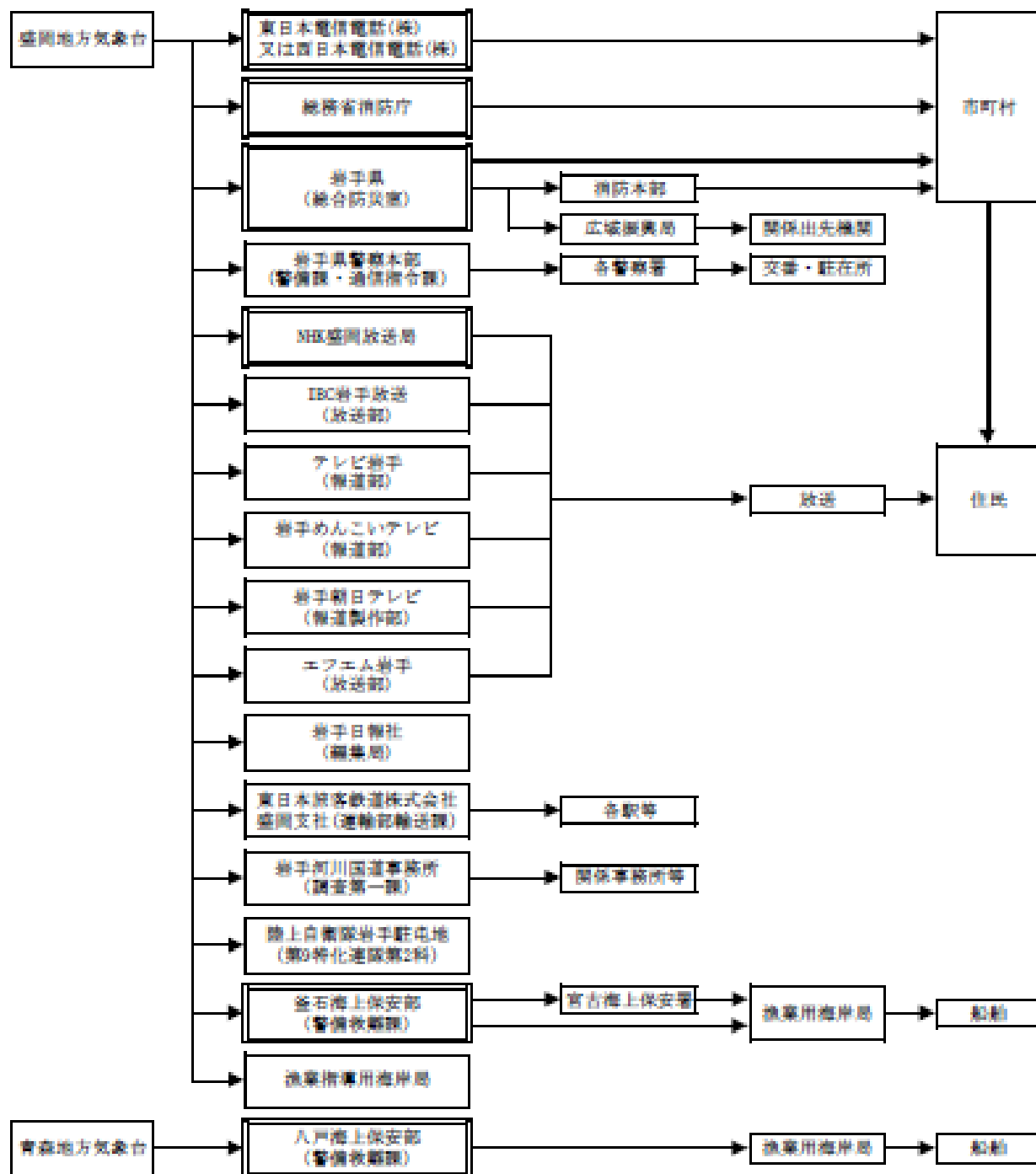


(3) 異常現象の種類

- ① 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
土砂害に関する事項	(1) 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

(別図1) 気象予警報等伝達系統図

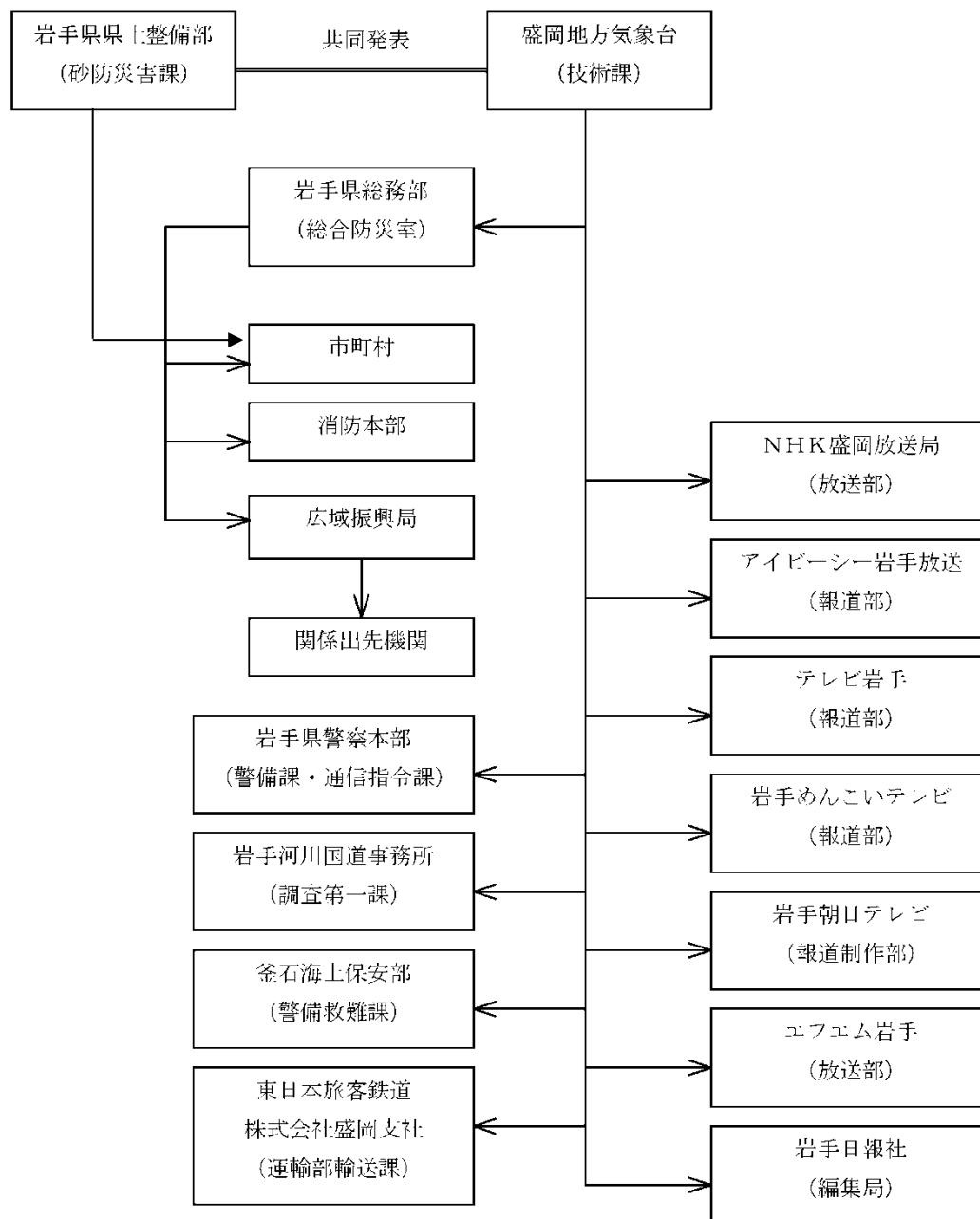


(注)

1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

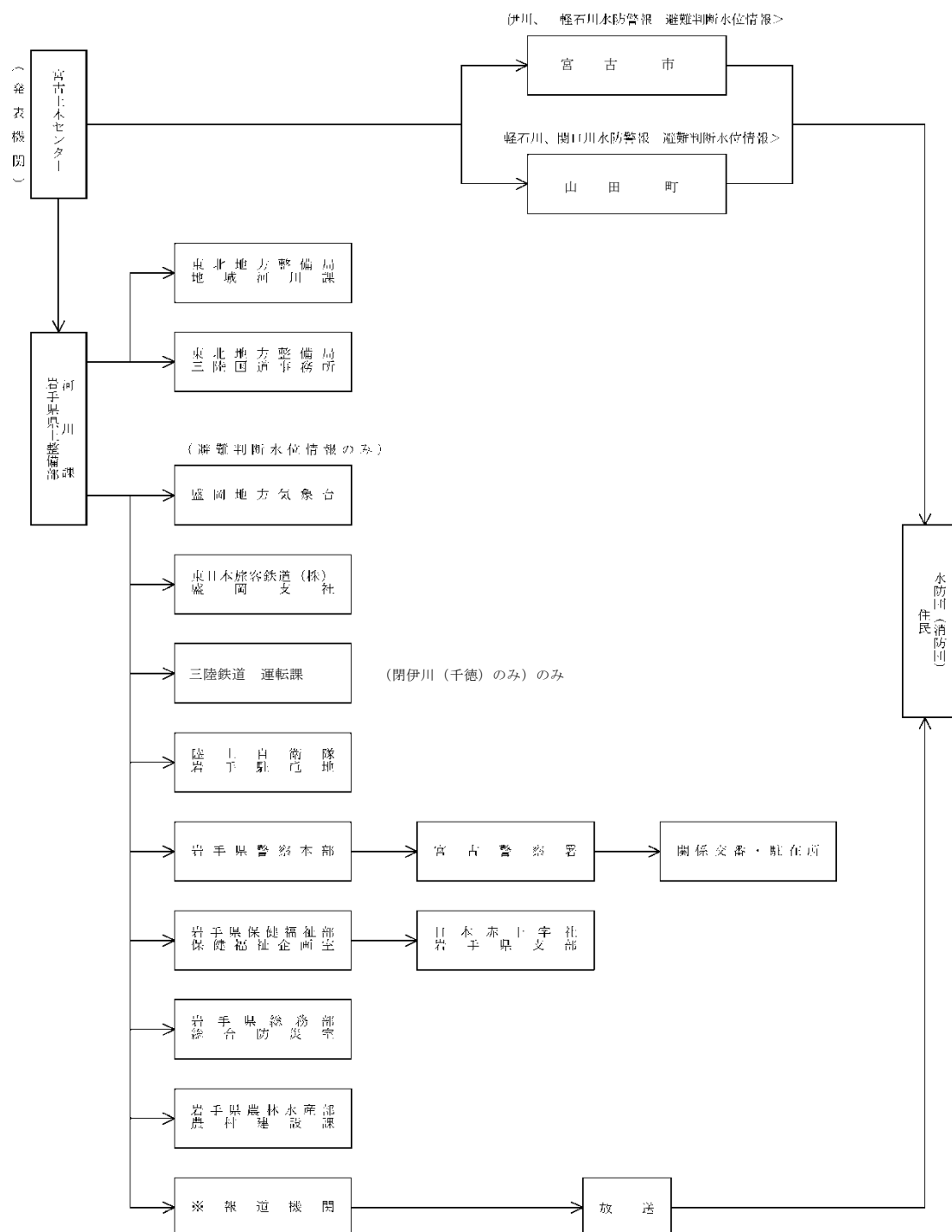
2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(別図2) 土砂災害警戒情報伝達系統図



(別図 3) 岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図

沿岸広域振興局上木部宮占上木センター



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイドラーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

第4節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

通信がふくそうした場合は、災害時優先電話等を利用し、通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市及び防災関係機関は、通信がふくそうした場合は災害時優先電話を利用する。

(2) 衛星携帯電話の利用

市は、通信がふくそうした場合は、あらかじめ市役所及び各総合事務所に配備した衛星携帯電話を利用する。

(3) 移動系防災行政無線の利用

市は、被災現場や、避難所・拠点施設等との情報連絡・通信において、移動系防災行政無線機を利用する。

(4) 衛星通信システムの利用

県が整備した「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」により県等との通信を確保する。

2 通信施設の利用

(1) 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

(2) 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合には、通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- ① 市本部長及び指定地方行政機関の長は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により、次の通信設備を利用又は使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- ② これらの通信設備を利用又は使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

災害時に、交通手段及び通信手段が途絶した場合において、市は、孤立防止を図るため、東日本電信電話㈱が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

- ① 市本部長及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- ② 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- ③ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- ④ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- ⑤ 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- ⑥ 非常通信は、岩手地区非常通信協議会の構成員所属の無線局に依頼する。
- ⑦ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
 イ 字数は 200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
 ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
 エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

⑧ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(4) 東北総合通信局による通信支援

市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

① 市本部長及び防災関係機関（海上保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(6) 放送の利用

① 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき災害に関する通知、要請、気象予警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC 岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手及び宮古エフエム放送(株)に対して要請することができる。

② 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	エ 放送希望時間
イ 放送内容	オ その他必要な事項
ウ 放送範囲	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC 岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮 5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作局	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10
宮古エフエム放送(株)		0193-77-3399	宮古市宮町 1-1-30

(7) 口頭による情報連絡

市は、前記までの通信設備が利用できない場合、必要最低限の情報連絡を、職員派遣による口頭で行うものとし、各防災拠点等においては、通信設備に依存しない自立的な活動に努める。

第5節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 市及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2 実施機関

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式
市 本 部 長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示等の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、 2-1、 2-2	2、 2-1、 2-2
	4 市有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、 C、 5、 5-1	5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の水産関係の被害状況	F	10
	12 県管理以外の漁港施設等の被害状況	F	11
	13 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	14 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、 13-1
	15 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	17 林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況	F	16

	18 市管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施設等の被害状況	G-1	18
	19 市管理の公営住宅に係る被害状況	H	19
	20 市立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況		
	21 市立学校の被害状況	H	20
	22 市指定文化財の被害状況	H	21
県 本 部 長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 避難指示等の実施状況	1-1	—
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、 2-1、 2-2	2、 2-1、 2-2
	4 庁舎等の被害状況	A	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上水道施設及び衛生施設の被害状況	B、 C、 5、 5-1	5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	5-1	
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	6	6
	9 商工関係の被害状況	D	7
	10 高圧ガス、火薬類施設及び旧松尾鉱山関係の被害状況	E	8
	11 水産関係の被害状況	9	9
	12 漁港施設等の被害状況	F	10
	13 農業施設の被害状況	F	11
	14 農作物等の被害状況	F	12
		F	13、 13-1
	15 家畜等の被害状況		
	16 農地農業用施設の被害状況	F	14
	17 林業施設、林産物、森林の被害状況	F	15
	18 河川、道路、港湾、海岸、都市施設等土木施設の被害状況	F G-2	16 17
	19 公営住宅等の被害状況		
	20 児童、生徒及び教職員の被害状況	G-2	18
	21 学校の被害状況	H	19
	22 文化財の被害状況	H	20
	23 船舶の被害状況	H	21
	24 通信関係施設の被害状況	22	22
	25 電力関係施設の被害状況	I	—
	26 工業用水道の被害状況	23	23
	27 鉄道関係の被害状況	24 J	24 25
三陸北部森林管理署	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16
東北運輸局 岩手運輸支局	船舶の被害状況	22	22
宮古海上保安署	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	—
	2 人的被害の状況		
三陸国道事務所	国管理の道路及び橋梁の被害状況	17	17

東日本電信電話(株) 岩 手 支 店	所管するN T T施設の被害状況	I	—
東日本旅客鉄道(株) 盛 岡 支 社	所管する鉄道関係施設の被災状況	J	25
三 陸 鉄 道 (株)			
(一社)岩手県高圧 ガス保安協会宮支部 部	ガス関係施設の被災状況	9	9
東北電力ネットワー ク (株) 宮古電力センター	電力関係施設の被災状況	23	23

(市本部の担当)

担当部	初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式	報告種別	報告区分		県宮古地 方支部長 (班)	県本部
危機 管理監	1	—	発生報告、応急対策 報告			総務班	総合防災室
	1-1	—	避難指示等の実施状 況			総務班	総合防災室
総務部	3	3	庁舎等被害報告	市有施設		総務班	総合防災室
	2、 2- 1、 2-2	2、 2- 1、 2-2	人的及び住家被害報 告			福祉 環境班 警察署班	地域福祉課 警備課
保健 福祉部	4	4	社会福祉施設被害報 告			福祉 環境班	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健 福祉課 子ども子育て支援 室
	C、 5、 5-1	5、 5-1	医療衛生施設被害報 告	医 療 施 設	病院等	保健医療 班	医療政策室
					感染指定 医療機関		医療政策室
市民生活部			(医療衛生施設被害 報告)	衛生施設		福祉環境 課	資源循環推進 課
産業 振興部	D	7	観光施設被害報告	自然公園施設		福祉環境 班	自然保護課
				観光施設		総務班	観光課
	E	8	商工関係被害報告			総務班	経営支援課
	9	9	高圧ガス・火薬類施 設及び鉱山関係被害 報告	高圧ガス・火薬 類施設		総務班	総合防災室
				鉱山関係			環境保全課
	F	10	水産関係被害報告	県管理に係わる もの以外		水産班	農林水産企 画室
	F	11	漁港施設被害報告	第一種漁港		水産班	漁港漁村課

	F	12	農業施設被害報告		農林班	農林水産企画室
	F	13、13-1	農作物等被害報告	水稻、麦、豆類、雑穀、飼料作物、牧草	農林班	農林水産企画室
				野菜、果樹、花き		
				桑		
	F	14	家畜等関係被害報告	県管理に係わるもの以外	農林班	畜産課
	F	15	農地農業用施設被害報告	県管理に係わるもの以外	農林班	農村建設課
	F	16	林業関係被害報告	林業関係被害の取りまとめ	農林班	農林水産企画室
				林産物、林業関係施設		林業振興課
				市有林、私有林、林業関係施設		森林整備課
				林産施設以外の林業関係施設		森林保全課
都市整備部	G-1	17	土木施設等被害報告	河川	土木班	砂防災害課
				道路、橋梁		
				海岸		
	G-1	18	公営住宅等被害報告	県管理に係わるもの以外	土木班	建築住宅課
上下水道部	B、5、5-1	5、5-1	上水道施設及び衛生施設被害報告	上水道施設	保健医療班	県民くらしの安全課
	G-1	17	土木施設被害報告	下水道施設	土木班	下水環境課
教育部	4	4	社会教育施設、体育施設被害報告	社会教育施設	教育事務所班	生涯学習文化財課
				体育施設		スポーツ振興課
	H	19	児童、生徒及び教員等被害報告	市立学校	教育事務所班	学校教育課
	H	20	学校被害報告	市立学校	教育事務所班	教育企画室
	H	21	文化財被害報告		教育事務所班	生涯学習文化財課

※各総合事務部は、報告種別に応じ危機管理監及び各担当部に伝達する。

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

- (1) 各災害情報の収集及び報告に係る責任者は、前項に示した担当部の部長とし、各部長は、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 災害情報の総括責任者は危機管理監とし、災害情報の収集、総括及び報告の実務は防災班が行う。

- (3) 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- (4) 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	エ 応援業務の内容
イ 活動地域	オ 携行すべき資機材等
ウ 応援期間	カ その他参考事項

- (5) 市本部長は、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づく災害情報の報告については、消防組織法第 22 条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う（県に報告ができない場合にあって、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）。
- (6) 市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告することを原則とするが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- (7) 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国に対して被害状況を報告する。
- (8) 市本部長、消防機関の長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁長官及び県本部長に報告する。
- (9) 市本部長、消防機関の長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも原則として 30 分以内に報告する。
- (10) 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (11) 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
- ① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ③ 災害応急対策に必要な災害情報は、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
 - ④ 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

- (12) 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
- (13) 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

- (1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

- ① 市の区域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 市が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
- ⑥ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

- (2) 被害状況判定の基準等

- ① 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

災 害 種 類		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの。
		当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの。

住家の被害	住 家 全 壊 (全焼全流出)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的な判断は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によることとする。
	住 家 半 壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的な判断は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によることとする。
	一 部 破 損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。
	浸 水	床 上	浸水が住家の床上に達した程度のもの。
		床 下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの。
田畑の被害	流 出 ・ 埋 没		耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
	冠 水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他の被害	道 路 決 壊		高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害。
	橋 梁 流 出		市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害。
	堤 防 決 壊		河川法にいう2級河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。
	被 害 船	沈 没	船体が没し、航行不能になったもの。
		流 出	流失し、所在が不明となったもの。
		破 損	修理しなければ航行できないもの。
文化財の被害	全 壊 又 は 滅 失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの。
	半 壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの。
	一 部 破 損		被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの。

② 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

船 舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り 災 世 帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り 災 者	り災世帯の構成員をいう。

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式 1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式 A～J 及び様式 2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

① 市本部と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

② 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

③ 市本部と市の出先機関、被災現地との場合

指定電話、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話、非常通信、口頭

第6節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についてへの配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 実施機関

実 施 機 関	広 報 広 聴 活 動 の 内 容
市 本 部 長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市本部長が実施した高齢者等避難、避難指示 4 医療所、避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県 本 部 長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した高齢者等避難、避難指示 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

	6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
宮古海上保安署	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
三陸国道事務所	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生情報及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況
三陸鉄道(株)	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク(株) 宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 宮古エフエム放送(株)	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

(株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	
岩 手 県 北 自 動 車 (株) 宮 古 営 業 所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会宮古支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機 管理監	防災班 消防班	防災行政無線、広報車（消防車両等）による周知に関すること。
企画部	第2庶務班	ホームページ、広報誌による周知に関すること。 報道機関に関すること。
市民 生活部	第2援護班	市民相談窓口の設置及び運営
	衛生生活班	り災者の相談に関すること。

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

広報資料は次の要領により収集する。

- ① 市本部長は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、広報班員を直接現場に派遣して取材するほか、本部連絡員をして資料を収集させる。
- ② 広報資料の収集にあたっては、特に災害の原因、経過推移を知ることができる写真、動画の収集に努める。
- ③ 前記により収集した資料については撮影日時、地名等を明らかにし、広報班において管理保管する。

(2) 広報資料の提供

市本部長は、県本部長及び防災関係機関に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(3) 市民に対する広報

① 広報の内容

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 災害発生時の注意事項
- ウ 高齢者等避難、避難指示の発令状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 医療機関の被災情報及び活動状況
- カ 給食、給水の実施
- キ 毛布等の生活関連物資の配給
- ク 安否情報
- ケ ライフラインの応急復旧の見通し
- コ 生活相談の受付
- サ 各災害応急対策の実施状況
- シ その他生活関連情報

② 広報の方法

災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努めるほか、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

防災行政無線、広報車、広報誌、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

(4) 報道機関への発表

- ① 災害情報の報道機関への発表は、市本部長が必要と認める情報について行う。
- ② 発表は、原則として、市本部長が宮古記者クラブに対して行う。
- ③ 報道機関への発表は、可能な限り定期的かつ各社を取りまとめて行うものとする。

2 広聴活動

- (1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- (3) 災害発生直後から、相談窓口には、死亡届、印鑑登録・証明、退職による国保・国民年金加入、身分証明としての保険証再交付申請、医療費無料受診に関する問い合わせ等、各種問合せが多数発生する。市本部長は、第2援護班を中心に、問合せの内容に応じて来庁者を適切に誘導する体制を確保するとともに、混雑により過度に待たせることが無いよう、窓口には十分な職員を配置できるよう配慮する。

① 市民ニーズの把握

市本部長は、災害後におけるそれぞれの時期での市民のニーズをきめ細かく聴取するため、様々な広聴手段を活用し情報収集を図るとと

もに、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

② 心の悩み相談

震災による悲しみや恐れ、不安などを和らげるとともに、震災によって生じた夫婦や親子関係をはじめ、親類、近隣などの人間関係の変化に伴って生じるストレスや心の悩みなどを受け止め、問題解決の一助とするため、心の悩み相談を実施する。（専門のカウンセラーによる電話・面接相談）

③ 女性のための相談

震災によって生じた夫婦や親子関係などの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話相談、面接相談〈心の悩み相談、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、からだの相談〉）

〔資料編 1-3-6-1：市内報道機関一覧表〕

第7節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路等を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に啓開実施・道路等応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
 なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

※啓開 機雷・沈船・防材などの障害を取り除いて水路を切り開くこと。(広辞苑)

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県 本 部 長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
東 北 管 区 警 察 局	広域交通規制の実施に係る管内各警察本部に対する指導及び相互援助
東 北 運 輸 局	1 災害応急対策用資材の輸送に係る調整 2 所管する運送関係事業者等に対する協力要請

	3 所管する運送関係事業者等に対する輸送命令の発動
宮古海上保安署	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制
三陸国道事務所	1 所管する一般国道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示
日本郵便(株)宮古郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
(一社)岩手県建設協会宮古支部 岩手県宮古地区建設業会	災害時における道路啓開及び応急復旧
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	鉄道車両による緊急輸送
三陸鉄道(株)	
(公社)岩手県トラック協会 ヤマト運輸(株)宮古営業所 岩手県北自動車(株)宮古営業所	トラック、バス等の車両による緊急輸送

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	1 緊急通行車両確認証明書の交付 2 防災ヘリ及び自衛隊による航空輸送の要請 3 運送事業者に対する海上輸送及び航空輸送の要請 (海上輸送にあつては漁船によるものを、又、航空輸送にあつては自衛隊機及び日赤飛行奉仕団機によるものを除く。)
総務部	契約班	1 市有車両等の集中管理及び配車 2 市有車両用燃料の確保 3 運送事業者等に対する陸上輸送の要請
市民生活部	衛生生活班	日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請
産業振興部	水産班	1 漁船による海上輸送の要請 2 漁港に係る応急復旧
都市整備部	第1建設班	市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧、並びに区画指定。
各部	各班	所掌応急対策業務にかかる人の移送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡システムを定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。
- (2) 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。
 - ① 防災拠点

市本庁舎、総合事務所、道の駅、グリーンピア三陸みやこ、リバーパークにいさと、その他市有施設、県立病院等、消防本部（消防署）
 - ② 物資集積・輸送拠点
 - ア 物資集積拠点

新里トレーニングセンター、各福祉センター
 - イ 陸上輸送拠点

三陸鉄道宮古駅構内
 - ウ 海上輸送拠点

藤原埠頭、出崎埠頭、宮古港高浜地区、宿漁港、重茂漁港、音部漁港、千鶏漁港、石浜漁港、田老漁港、小港漁港
 - エ 航空輸送拠点

資料 1-3-7-2 のとおり（ヘリポート候補地）
 - ③ 交通拠点

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、宮古盛岡横断道路のインターチェンジ

3 緊急輸送道路の指定

市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

- (1) 他市町村と市内を結ぶ幹線道路
- (2) 防災拠点等へのアクセス道路
- (3) 上記道路の代替道路

4 道路啓開等

- (1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。
- (2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、市内における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。
- (3) 道路啓開等の方法

- ① 道路上のがれき等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。
- ② 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ③ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

① 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

② 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

③ 第3次交通規制

道路状況に応じて、緊急通行車両等以外の車両の通行を制限する。

(2) 規制の内容

- ① 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させる。
- ② 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ③ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う。（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場に行わない場合に限る。）
- ④ 交通規制の実施により車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- ① 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

② 標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。

③ 標示には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	

④ 交通規制の実施者は、交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

⑤ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り、交通規制に係る放送を依頼する。

⑥ 市及び道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、宮古警察署に連絡するとともに、市民への周知に努める。

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- (5) 県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。
- (6) 県は、緊急通行車両の通行ルートを確認するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ① 応急復旧対策に従事する者
 - ② 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ③ 食料、飲料水その他生活必需品
 - ④ 医療品、衛生資材等
 - ⑤ 応急復旧対策用資機材
 - ⑥ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

- (1) 車両の確保
 - ① 市及び防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
 - ② 市及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。
- (2) 燃料の確保
 - ① 市及び市の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。
 - ② 市は、緊急通行車両の運行の確保のため、県を通じて、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局に燃料の確保を要請する。

なお、急を要する場合、市内の被害を受けていない個別のガソリンスタンドに対して、燃料の供給を要請し、燃料の確保を図る。

(3) 市本部における自動車輸送

① 公用車の集中管理

ア 1号非常配備体制後は、原則として、総務部において、公用車を集中管理する。

イ 各部は、1号非常配備体制後、直ちに、総務部に車両等の管理の移管及び運転技士の配置換を行う。ただし、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

ウ 各部長は、公用車を使用する場合は、総務部長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

(ア) 輸送貨物の所在地	(エ) 輸送日時	(キ) その他参考事項
(イ) 輸送貨物の内容、数量	(オ) 荷送人	
(ウ) 輸送先	(カ) 荷受人	

② 運送事業者の保有する自動車の調達

市本部長は、応急対策業務を遂行するうえで、市所有の自動車では対応が困難と認めるときは、運送事業者に対し協力要請する。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

① 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。

ア 陸上輸送が途絶したとき

イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき

② 海上輸送を行う場合に利用する港湾等は、次のとおりである。

地 域 別	港 湾 等 の 名 称
市 街 地	藤原ふ頭、出崎ふ頭
崎 山	宿漁港
津 軽 石	宮古港高浜地区
重 茂	重茂漁港、音部漁港、千鶏漁港、石浜漁港
田 老	田老漁港、小港漁港

(2) 船舶の確保

① 市本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局岩手運輸支局次長に対し、船舶のあっせんを要請する。

② あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を管轄する運輸支局次長、あるいは県本部長を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

③ 岩手運輸支局次長は、あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。

ア 定期航路事業者	ウ 港湾運送事業者
イ 不定期航路事業者	

④ 市本部長は、海上における緊急輸送の確保を要する場合は、県本部長に対して要請し、東北内航海運組合の長から協力を得る。

⑤ 海上輸送の要請は、次の事項を明示して県本部（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 輸送物資の内容、数量	ウ 輸送区間
イ 輸送活動期間	

⑥ 市本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、漁業協同組合の長に対して、漁船のあっせんを要請する。

(3) 巡視船艇の出動又は派遣

① 市本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。

- ② 出動等の要請は、次の事項を明示して、宮古海上保安署長、あるいは県本部長を通じて行う

ア 申請の理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ① 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- ② その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

市本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	カ 荷送人
イ 輸送貨物の所在地	キ 荷受人
ウ 輸送貨物の内容、数量	ク 着陸希望場所及びその状況
エ 輸送先	ケ その他参考事項
オ 輸送日時	

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、資料 1-3-7-1 のとおりである。

(4) ヘリポートの現況

市におけるヘリポートの現況及びヘリポート候補地は、資料 1-3-7-1 のとおりである。

〔資料編 1-3-7-1 : ヘリポートの設置基準〕

〔資料編 1-3-7-2 : ヘリポートの現況(世界測地系)〕

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 機 関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県 本 部 長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	消防班	消防活動

第3 実施要領

1 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

① 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火困難地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、建物、空地、水利の状況及び動

員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地の消防団員との情報連絡体制を確保する。
- (4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (5) 市本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、大規模災害時における広域応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- ② 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

④ 消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

② 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

オ 多数の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

① 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

② 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

③ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
 - ② 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
 - ③ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
 - ④ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
 - ⑤ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・広報活動
消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- (7) 措置命令
消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

3 緊急消防援助隊

- (1) 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県大隊」は、次のとおりである。

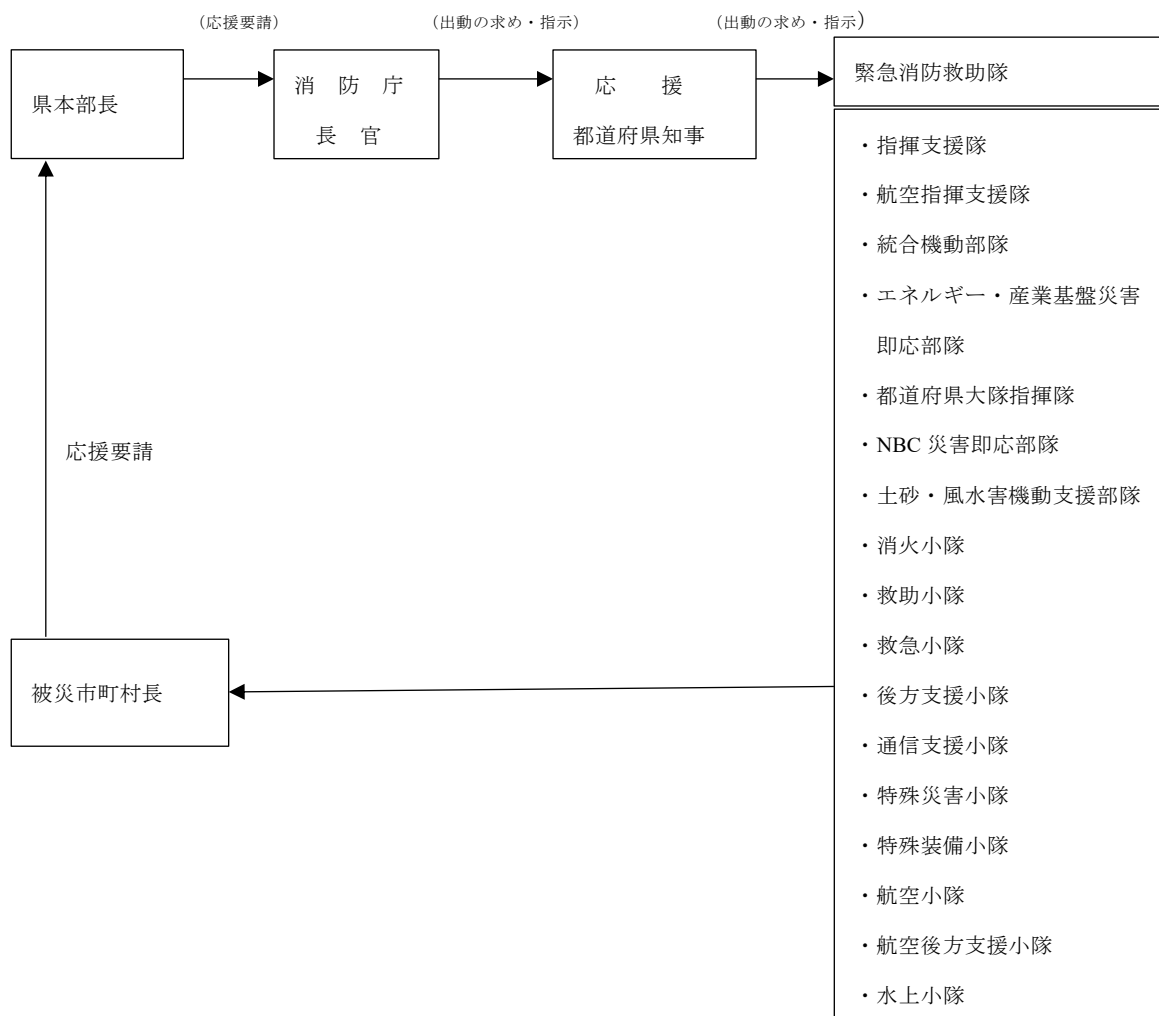
(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

小隊名	構成消防本部	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)	指揮車

都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関（2 隊）	指揮車
消火小隊	盛岡（7）、花巻（4）、北上（2）、奥州金ヶ崎（4）、釜石大槌（3）、一関（6）、大船渡（2）、陸前高田（1）、遠野（1）、宮古（4）、久慈（4）、二戸（4）（42 隊）	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡、北上（2）、奥州金ヶ崎、一関、宮古（6 隊）	救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車
救急小隊	盛岡（4）、花巻（2）、北上（2）、奥州金ヶ崎（3）、釜石大槌（1）、一関（2）、大船渡（1）、陸前高田（1）、遠野（1）、宮古（3）、久慈（2）、二戸（1）（23 隊）	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県（1）、盛岡（4）、花巻（2）、北上（1）、奥州金ヶ崎（2）、釜石大槌（1）、一関（2）、大船渡（1）、宮古（1）、久慈（2）（17 隊）	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が 72 時間対応できるように必要な物資等
通信支援小隊	盛岡（1 隊）	広報通信車
特殊災害小隊（毒劇）	盛岡（1 隊） （救助部隊と重複登録）	劇毒物、B 災害、C 災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡（はしご車、屈折はしご車）、奥州金ヶ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車）（4 隊）	
航空小隊	岩手県防災航空隊（1 隊）	防災ヘリコプター

- (2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- (3) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- (4) 県本部長は、大規模災害が発生し、必要と認める場合においては、消防庁を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の出動



4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市本部長	区域内の河川等における水防活動の実施

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
都市整備部	第2建設班	水防活動の実施

第3 実施要領

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第32条第1項の規定に基づく「宮古市水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流出、土砂流入等の被害発生の危険のある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の実態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第10節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、県内の市町村と災害時における相互応援協力を行う。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 市及びその他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

実 施 機 関	応 援 の 内 容
市 本 部 長	1 他の市町村で発生した災害に係る応援 2 市内で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
県 本 部 長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東北管区警察局	被災県警察以外の警察災害派遣隊(広域緊急援助隊等)の派遣調整
東 北 厚 生 局	管内の国立病院・国立療養所に係る医療班の派遣要請
東 北 農 政 局 (岩 手 県 拠 点)	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東 北 運 輸 局	所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
東北地方整備局	「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」に基づく対応
第二管区海上保安本部 (宮 古 海 上 保 安 署)	海上保安部署の保有する船艇及び航空機の派遣
東北総合通信局	非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置

陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	県本部長からの災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛 岡 地 方 気 象 台	県災害対策本部での防災気象情報の解説
日本郵便(株)宮古郵便局	1 避難場所、物資集積場所等の提供 2 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害時特別事務取扱及び援護対策 3 被災市民の避難先及び被災情報の相互提供
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における救助の実施に係る協力
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC 岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 宮古エフエム放送(株)	県本部長及び市本部長からの要請に基づく災害放送の実施
(公社)岩手県トラック協会 赤帽岩手県軽自動車運送協同組合 (公社)岩手県バス協会 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 三 陸 鉄 道 (株) 日本通運(株)釜石支店 岩手県北自動車(株)宮古営業所	救援物資及び被災者の輸送協力
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会宮古支部	プロパンガスの供給等

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機 管理監	防災班	1 大規模災害時における県及び他の市町村等との相互応援に係る連絡調整 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 災害応急対策要員、物資等の輸送に係る運送事業者等に対する協力要請 4 通信の確保に係る事業者等に対する協力要請
	消防班	1 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 2 県内の消防広域応援に係る連絡調整
総務部	出納班	義援金の出納及び保管
企画部	第2庶務班	1 他の市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせん 2 海外からの支援の受入れに係る連絡調整 3 報道機関に対する報道要請 4 テレビ、ラジオ放送の確保に係る事業者等に対する協力要請
	第3庶務班	電力、燃料等のエネルギー確保に係る事業者等に対する協力要請

市民生活部	衛生生活班	1 廃棄物処理に係る仮設トイレ、バキュームカー及びゴミ収集車等の調達に係る業者等に対する協力要請 2 日本赤十字社に対する医療救護班の派遣要請 3 義援物資及び義援金の受付及び配分 4 義援物資の集積場所の設置及び運営
保健福祉部	医療班	1 医師会等に対する医療救護班の派遣要請 2 医薬品、医療用資機材及び遺体処理用資機材等の調達に係る業者等に対する協力要請
産業振興部	農林班	1 農業関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 2 家畜飼料等の調達及び畜産関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 3 米穀の調達に係る東北農政局岩手県拠点に対する協力要請 4 農産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 5 畜産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 6 林業関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 7 木材の調達に係る関係団体等に対する協力要請 8 木炭の調達に係る関係団体等に対する協力要請
	水産班	1 水産関係施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者及び関係団体等に対する協力要請 2 水産食品の調達に係る関係団体等に対する協力要請
	産業支援班	衣料、寝具、その他の生活必需品及び食料等の調達に係る商工団体等に対する協力要請
	観光班	他の市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保
都市整備部	第1建設班	土木施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
	第2建設班	都市施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
	第3建設班	住宅の応急修理に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
上下水道部	施設班	1 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車等の資機材の調達に係る業者等に対する協力要請 2 上水道施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
教育部	第1教育班	学用品等の調達に係る業者等に対する協力要請
協力班	協力班	他の市町村等からの応援部隊等の受入場所の設置及び運営

第3 実施要領

1 県内市町村の相互協力

- (1) 県内の市町村は、地震、津波等による大規模災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

〔資料編 1-3-10-1：大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定〕

〔資料編 1-3-10-2：大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目〕

(2) 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて応援要請を行う

地域名	構 成 市 町 村	応援調整市町村	
		正	副
二 戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩 手 中 部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆 江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両 磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気 仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

(3) 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

ア 人的支援及び斡旋

- ① 救助及び応急復旧等に必要な要員
- ② 避難所の運営支援に必要な要員
- ③ 支援物資の管理等に必要な要員
- ④ 行政機能の補完に必要な要員
- ⑤ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

イ 物的支援及び斡旋

- ① 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ② 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

ウ 施設又は業務の提供及び斡旋

- ① ヘリコプターによる情報収集等
- ② 傷病者の受け入れのための医療機関
- ③ 被災者を一時収容するための施設
- ④ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ⑤ 仮設住宅用地
- ⑥ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

エ その他特に要請のあったもの

(4) 被災市町村は、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、応援調整市町村に対し文書を提出する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- ウ 職種及び人数
- エ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- オ 応援期間（見込みを含む。）
- カ その他特に必要と認める事項

- (5) 応援調整市町村は、被災市町村から応援要請を受けた場合は、他の市町村及び県本部と連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図る。
- (6) 市本部長は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、あらかじめ、県内市町村及び県外の遠隔の市町村等と相互応援協定を締結するよう努める。

2 県に対する応援要請

- (1) 市本部長は、大規模災害時において、県内市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、危機管理監に県本部長に対する応援要請を指示する。
- (2) 危機管理監は、県本部宮古地方支部長を通じて、県本部長に対する応援要請を行う。

なお、応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

3 団体等との協力

- (1) 防災関係機関の長は、市本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は他の防災関係機関等からの応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- (2) 市本部及び各防災関係機関は、応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、相互に協力する。
- (3) 市本部及び各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 関係機関及び民間企業等との協力体制の整備

市本部の各班長及び各防災関係機関の長は、あらかじめ、その所管事務に関係する機関及び民間企業等と応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

- (1) 大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第8節「消防活動計画」に定めるところによる。
- (2) 県本部長は、大規模災害においてヘリコプターの応援が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市に対して、応援を要請する。

6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ

- (1) 協力班長は、他の市町村等からの応援部隊等の受入場所を設置し、その運営に当たる。
- (2) 観光班長は、他の市町村等からの応援部隊等に係る宿泊施設の確保を図る。

7 経費の負担方法

- (1) 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関等が市本部に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、県内における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図る。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	市の区域の災害に係る自衛隊災害派遣の依頼
県 本 部 長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	県域の海難救助に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務所 仙台空港事務所	県域の航空機の捜索救難に係る自衛隊災害派遣要請
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	県本部長等の要請に基づく災害派遣

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	自衛隊に対する災害派遣要請
総務企画部	協力班	災害派遣部隊の集結場所の設置及びその運営
各部	各班	所管する災害応急対策活動に係る災害派遣部隊との連絡調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要 請 派 遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要がると認め、災害派遣要請を行った場合
予 防 派 遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自 主 派 遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合
近 傍 派 遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間（休日を含む）
陸 上 自 衛 隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海 上 自 衛 隊	横須賀地方總監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航 空 自 衛 隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	市計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第5節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。	第3章第15節 第3章第22節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は航路の啓開	道路若しくは航路が損壊し、又は障害物若しくは災害廃棄物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第21節
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節 第3章第20節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第7節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第17節 第3章第18節

救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第17節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第28節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第4節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- ① 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員、装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に、口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

- ② 市本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- ③ 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて、県知事に変更の手続を申し出る。
- ④ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- ⑤ 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。
- ⑥ 自衛隊に対する災害派遣にかかる要請系統は、別図のとおりである。

(2) 撤収の要請

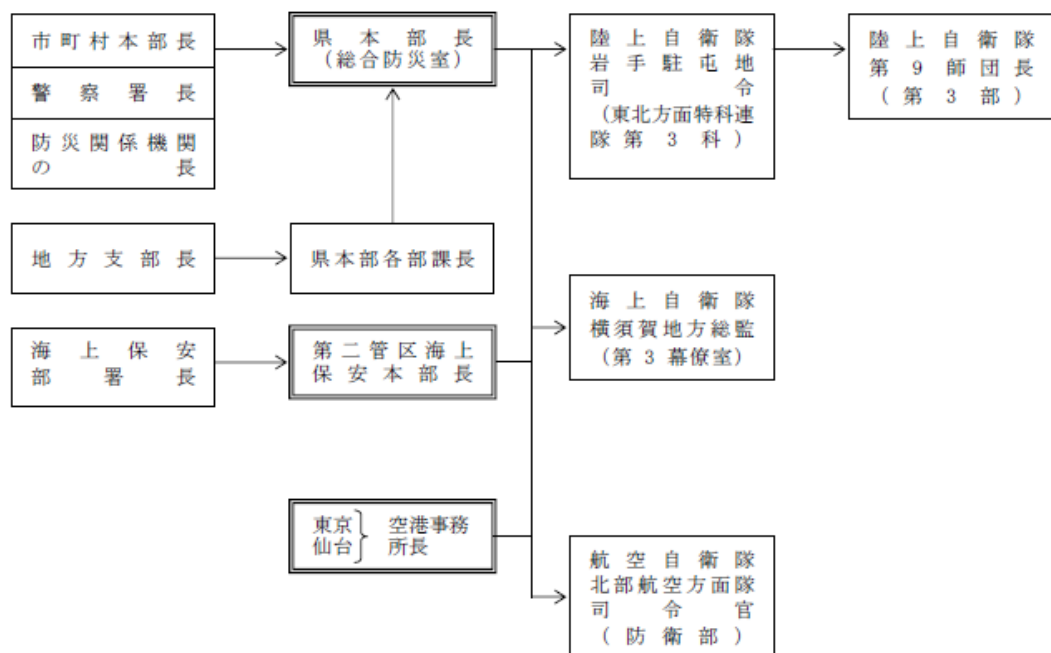
市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

(3) 市本部における災害派遣要請の決定

- ① 市本部の各班長は、所管する事務について自衛隊の災害派遣が必要と認められる場合は、その旨を市本部長に報告し、その要否の決定を受ける。
- ② 市本部長は、自衛隊の災害派遣が必要と認める場合は、危機管理監に自衛隊に対する災害派遣要請を指示する。
- ③ 協力班長は、自衛隊が災害派遣部隊を出動させた場合は、速やかに、災害派遣部隊の集結場所を設置し、その運営に当たる。

別図

〔要請系統〕



注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 市町村本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

- ① 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

- ② 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- ③ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
- ④ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

ア	災害情報の収集及び交換
イ	災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
ウ	市等の保有する資機材等の準備状況
エ	自衛隊の能力、作業状況
オ	他の災害復旧機関等との競合防止
カ	関係市町村相互間における作業の優先順位
キ	宿泊及び経費分担要領
ク	撤収の時期及び方法

- (2) 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

① 事前の準備

- ア ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- イ ヘリポート及び災害現場の位置の確認のため、「岩手県航空防災マップ」を使用する。
- ウ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- エ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

② 受入れ時の準備

- ア 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- イ ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長(陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。)は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。
- (2) この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
 - ② 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
 - ④ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市及びその他の防災関係機関が負担する。
 - ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
 - ④ 有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関	担 当 業 務
市本部長	1 防災ボランティアの受入体制の整備 2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 3 防災ボランティア活動に関する情報の提供 4 防災ボランティア活動に対する支援 5 防災ボランティア活動に係る宮古市社会福祉協議会との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
県本部長	1 防災ボランティア活動に対する支援 2 防災ボランティア活動に関する情報の提供 3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社 岩手県支部	1 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社宮古地区等との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整
岩手県社会福祉 協議会	1 防災ボランティア活動に係る宮古市社会福祉協議会との連絡調整 2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整 3 県内の防災ボランティア関係団体との連絡調整 4 県外防災ボランティアの受入に係る関係団体との連絡調整
宮古市社会福祉 協議会	1 防災ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 3 「小地域（見守り）ネットワーク形成事業」による災害時要援護者の支援
その他のボラン ティア団体（職 域、職能等）等	防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、宮古市社会福祉協議会との連絡調整

（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	自主防災組織等との連絡調整

市民生活部	衛生生活班	1 町内会等との連絡調整 2 女性団体等との連絡調整
保健福祉部	第1援護班	防災ボランティアの登録、受入れに関すること（宮古市社会福祉協議会）
産業振興部	観光班	防災ボランティアの受入れに係る宿泊施設の確保
都市整備部	第3建設班	応急危険度判定士の防災ボランティア活動に係る連絡調整
教育部	第2教育班	社会教育関係団体との連絡調整
協力部	協力班	防災ボランティアの受入場所の設置及びその運営

第3 実施要領

1 防災ボランティアの受入体制の整備

市本部の各班長は、あらかじめ、想定する被災状況に応じ、次の事項を定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

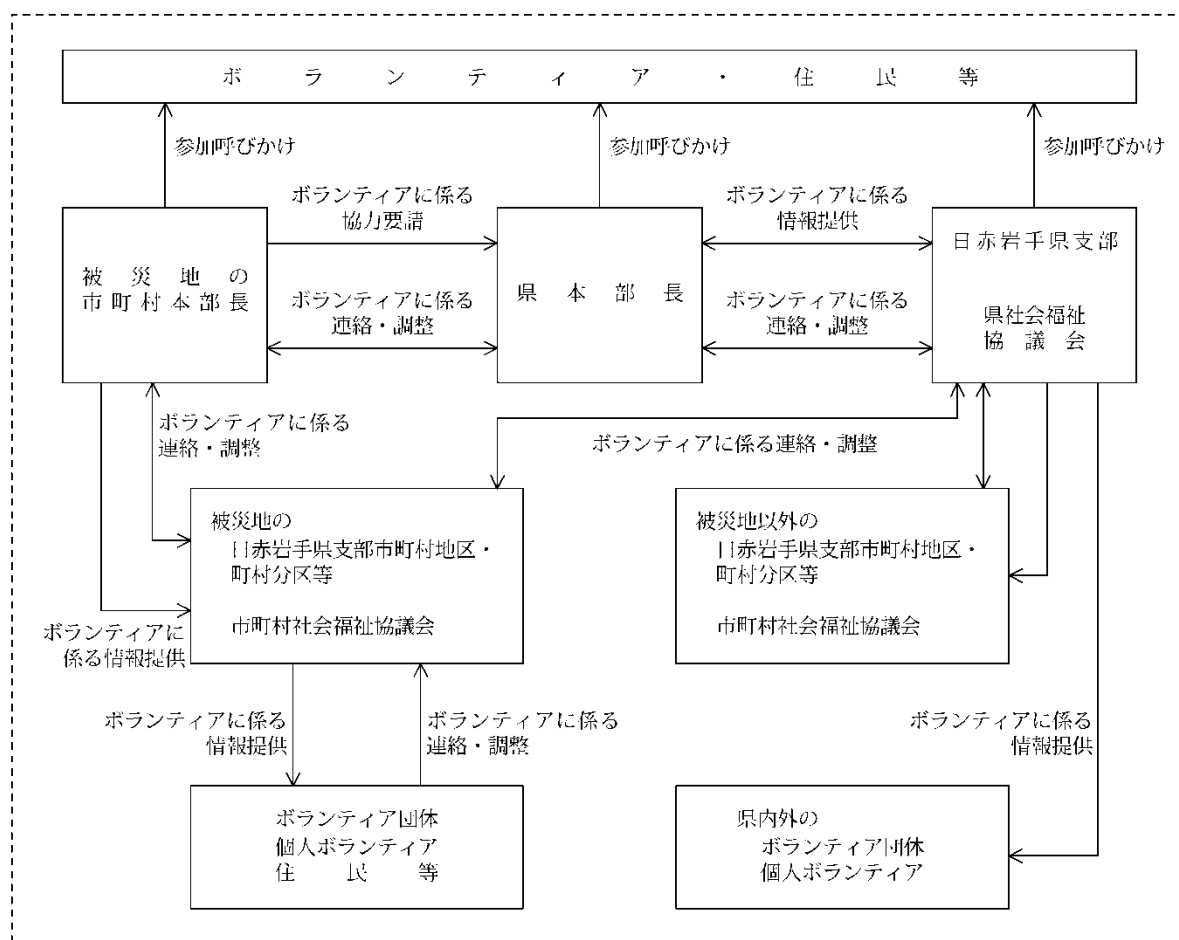
保健福祉部担当班長
 ア 防災ボランティアの受付場所
 イ 防災ボランティアに提供する情報
 ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
 エ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
 オ 宮古市社会福祉協議会との連絡調整の方法
 カ その他必要な事項
 産業振興部担当班長
 防災ボランティアの宿泊する施設
 協力班長
 防災ボランティアの活動拠点

2 防災ボランティアに対する協力要請

- (1) 市本部長は、被災地域における防災ボランティアのニーズを把握する。
- (2) 市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、宮古市社会福祉協議会と連携して、防災ボランティア登録者に対して協力を要請する。
- (3) 市本部長は、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提出し、広く参加を呼びかける。

ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
 イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
 ウ 防災ボランティアの活動拠点
 エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
 オ その他必要な事項

防災ボランティア活動に係る連絡調整図（岩手県）



3 防災ボランティアの受入れ

- (1) 市本部長は、市社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援団体（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- (2) 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- (3) 市本部長は、市社会福祉協議会と連携して、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項について周知する。

- ア 防災ボランティア活動の内容
- イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

(4) 宮古市災害ボランティアセンターは、宮古市総合福祉センター1階（宮古市小山田二丁目9番20号）に設置するものとする。

4 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ・ 炊き出し | ・ 話し相手 |
| ・ 清掃 | ・ 引っ越し |
| ・ 後片付け | ・ 物資仕分け |
| ・ 安否確認、調査活動 | ・ 洗濯サービス |
| ・ 入浴サービス | ・ シート張り |
| ・ 募金活動 | ・ 負傷者の移送 |
| ・ 介助 | ・ 物資搬送 |
| ・ 避難所の運営 | ・ 移送サービス |
| ・ 給食サービス | ・ その他、応急危険度判定、医療、無線の専門的知識、技術を活かした活動 |
| ・ 理容サービス | |

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県 本 部 長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手県共同募金会宮古市分会	義援金の募集及び受付

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	出納班	義援金の出納及び保管
企画部	第2庶務班	1 義援物資及び義援金の受付情報の周知 2 海外からの支援の受入れに係る連絡調整
市民生活部	衛生生活班	1 義援物資及び義援金の受付け及び配分 2 義援物資の集積場所の設置及び運営

第3 実施要領

1 義援物資及び義援金の受付け及び配分

(1) 義援物資の受付けおよび配分

- ① 市本部長は、市本部に送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- ② 衛生生活班長は、被災者等が必要としている物資の需要量を品目ごとに算出し、受け入れを希望する物資を把握の上、その内容を市本部長に報告する。
- ③ 市本部長は、衛生生活班長から報告された内容について、県本部長に報告するとともに、報道機関を通じて公表する必要があると認める場合は、第2庶務班長に報道機関に対する報道要請を指示する。

- ④ 衛生生活班長は、あらかじめ義援物資の受付窓口及び集積場所を公共施設等の中から選定する。
 - ⑤ 衛生生活班長は、義援物資の保管にあたっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置するなど事故防止の措置をとる。
 - ⑥ 衛生生活班長は、被災者に対する義援物資の配分にあたっては、その被災状況等を勘案し、適正な配分に留意する。
 - ⑦ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から市本部に引き渡された義援物資についても、市本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、市本部において被災者に配分する。
- (2) 義援金の受け付けおよび配分
- ① 衛生生活班長は、市本部に送付された義援金を受け付ける。
 - ② 衛生生活班長は、出納班長に受け付けた義援金の保管を依頼する。
 - ③ 出納班長は、被災者に配分するまでの間、義援金を適切に保管する。
 - ④ 市本部長は、義援金配分委員会に諮り、被災者に対する義援金の配分を決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。
 - ⑤ 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から市本部に引き渡された義援金についても、市本部で直接受け付けたものと同様の取り扱いにより、市本部において被災者に配分する。

2 海外からの支援の受入れ

- (1) 第2庶務班長は、県本部等から、海外からの支援受け入れの連絡があった場合は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その内容を市本部長に報告する。
- (2) 市本部長は、海外からの支援の受け入れが必要であると認める場合は、第2庶務班長にその受け入れを指示する。
- (3) 第2庶務班長は、海外からの支援活動が円滑に実施できるよう、県本部と連携し、その受け入れ態勢を整備する。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県 本 部 長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
保健福祉部	第1援護班	法に基づく救助に係る手続事務全般

第3 実施要領

1 法の適用基準

法による救助は、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下、本節中「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

- ア 市の区域内の被害世帯が 80 世帯以上であるとき。
 イ 県の区域内の被害世帯が 1、500 世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が 40 世帯以上であるとき。
 ウ 県の区域内の被害世帯が 7、000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
 エ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。

注) 被害世帯数は、次により算定する。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする。
 - ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。
 - ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」（内閣府）によるものとする。
- (2) 災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

- ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

- (1) 市本部長は、市内における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちに、その旨を宮古地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第 5 節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式 2）により、県本部長に情報提供する。

3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応 急 対 策 計 画 の 該 当 節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第19節「応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第17節「食料・生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第18節「給水計画」
被服、寝具その他生必需品の給与又は貸与	第17節「食料・生活必需品等供給計画」
医 療	第16節「医療・保健計画」
助 産	第16節「医療・保健計画」
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅応急修理	第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の供与	第24節「文教対策計画」
埋 葬	第22節「行方不明者の捜索及び遺体の処理計画」
遺体の捜索	
遺体の処理	
障害物の除去	第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第23節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料編 1-3-14-1 のとおりである。

〔資料編 1-3-14-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等〕

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ効率的・効果的に防災活動を行うことを目的に、市の定めた「避難情報等の発令基準及び災害時行動計画」に基づき、高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保の指示を行う。
- 2 市は、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 3 市及び救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 4 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 5 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関

1 避難指示等

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	必要と認める地域の必要とみとめる住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県 本 部 長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔災害対策基本法第61条〕
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 警戒区域の設定

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕

県 本 部 長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条、第73条]
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条]
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 (市本部長(市本部長の委任を受けてその職務を行う市本部員を含む。)、警察官又は海上保安官がいない場合) [災害対策基本法第63条]

3 救出

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県 本 部 長	救出に係る消防機関及び自衛隊に対する派遣要請等
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	災害派遣要請に基づく救出

4 指定避難所の設置及び運営

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	指定避難所の設置及び運営
県 本 部 長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防 災 班 消 防 班	1 避難のための立退き指示 2 警戒区域の設定 3 県及び他の市町村等に対する応援要請 4 自衛隊に対する災害派遣要請
	(消 防 班)	生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出
市民生活部	第2援護班	指定避難所の設置及び運営の統括
保健福祉部	第1援護班	災害救助法に基づく救助に係る手続事務
	医 療 班	避難者の救護
都市整備部	第1建設班	救出に係る重機等の確保
教 育 部	第1教育班	指定避難所の開設及び運営の協力(所管する小・中学校に開設するものに限る。)
	第2教育班	指定避難所の開設及び運営の協力(所管する社会教育施設・社会体育施設に開設するものに限る。)
避難所運営班		避難所の設置及び運営

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

- ① 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に選定し、時期を失することなく避難指示等を行う。
- ② 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、市民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- ③ 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立ち退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- ④ 市は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- ⑤ 市は、避難指示等の対象地域等について、県その他の関係機関に助言を求めることができる。
- ⑥ 市長は、台風等、災害の発生が予想される場合に、県が設置する、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」で検討した避難指示等の発令を判断するための情報や助言内容の伝達を受ける。
- ⑦ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。
- ⑧ 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ⑨ 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- ⑩ 市は、県その他の防災関係機関に、避難指示等の解除について助言を求めることができる。

(2) 避難指示等の内容

発令者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及び	キ 避難経路
ウ 避難指示等の理由	とるべき行動	ク その他必要な事項

(3) 避難指示等の周知

- ① 市民等への周知

ア 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、市民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

イ 実施責任者は、避難指示等の内容を、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティーＦＭを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、市民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

ウ 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

エ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

オ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

カ 観光客、外国人等の市外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

キ 遠地地震による津波発生等の緊急を要しない場合は、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

ク 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備 考	
	鐘 音	サイレン					
火 災	(連点) ○－○－○－○－○	3 秒 △	2 秒	3 秒 △	2 秒	3 秒 △	近火信号をもって避難信号とする。
水 災	(連点) ○－○－○－○－○	3 秒 △	2 秒	3 秒 △	2 秒	3 秒 △	水防法に基づく避難信号

② 関係機関相互の連絡

発令者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

ア 避難指示等を行った者	エ 避難先
イ 避難対象地域	オ 避難指示等の発令時刻
ウ 避難指示等の理由	カ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
市長	県知事	災害対策基本法第 60 条第 4 項
水防管理者	宮古警察署長	水防法第 29 条
警察官、海上保安官	市長	災害対策基本法第 61 条第 3 項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(4) 避難の方法

- ① 住民は、各種災害の発生等により、市本部長から避難指示等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料 1-3-15-1 に定める避難場所に避難する。
- ② 避難の手段は、原則として徒歩とする。
- ③ 車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- ④ 自転車、原動機付自転車、自動二輪車等については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。
- ⑤ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、予め定めた避難計画に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- ① 市民は、自らの避難場所、避難所を知っておくこととし、避難経路を定めておかなければならない。
- ② 市本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に、自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮し、また、外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施する。これと同時に、災害時要援護者が自ら、避難場所、避難所、避難経路の把握に努めるものとする。
- ③ 消防団、自主防災組織、施設又は事業所の自衛消防組織等は、あらかじめ定めた避難計画及び市本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ④ 市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- ⑤ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の児童、生徒、患者、入所者等の避難
 - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

- ⑥ 危機管理監は、避難者の誘導、輸送等に当たって、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ⑦ 市本部長は、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

(6) 避難者の確認等

市本部員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。なお、あらかじめ、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

- ① 避難場所、避難所
 - ア 避難した住民等の確認
 - イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認
- ② 避難対象地域
 - ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
 - イ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

避難場所に通じる道路には、誘導標識等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、冬期においては除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるなど、安全性を確保する。

(8) 避難に関する広報活動

市本部長は、次の事項及び防災意識の啓発について、あらゆる機会を通じて常に住民等に対し周知徹底を図る。

ア 避難指示等の伝達方法	ウ 避難所等
イ 避難の方法	

(9) 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の避難計画

- ① 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を策定する。
- ② 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

(10) 避難支援従事者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた避難計画、活動マニュアル等に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- ① 市本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の警戒区域の設定権者（以下、本節中「設定権者」という。）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 警戒区域設定を行った者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- ② 設定権者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 市民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティーＦＭを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、市民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等により現地に警戒区域を明示する。

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

（報告又は通知事項）

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

（法令に基づく報告又は通知義務）

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
市本部長	県本部長	災害対策基本法第 63 条第 1 項
警察官、海上保安官	市本部長	災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市本部長	災害対策基本法第 63 条第 3 項
県本部長	市本部長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項

3 救出

(1) 救出班の編成

- ① 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

- ② 市本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容にあたらせるため、消防班・消防団を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- ③ 市本部長は、万全な救出・救助体制を取るため、消防班については、可能な限り救出活動に専念できる環境を整えるものとする。
- ④ 市本部長は、災害の規模、状況等から、市本部の救出班だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村若しくは県本部長に対して応援を要請し、又は県本部長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

(2) 救出の実施

- ① 捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 捜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- ③ 市本部長は、宮古地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、救出用資機材及び工事用重機等を調達する。
- ④ 市本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- ② 救出班は、遺体を発見した場合は、第22節「行方不明者の捜索及び遺体の処理計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法が適用された場合の救出

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

4 指定避難所の設置、運営

市本部長は、指定避難所の開設・運営に万全を期すため、避難所運営班を中心とする全庁を挙げた人員配備体制を整備するとともに、避難者や住民組織による自主的な避難所運営をめざして、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」を刷新した。

マニュアルでは、「発災時初動期」には住民組織を中心とする開設担当と市職員の避難所運営班第1班とが協力して指定避難所開設にあたり、その後、避難所運営委員会を立ち上げ避難者が避難所運営を担う方式を打ち出している。

指定避難所の開設・運営は、マニュアルに従い次のとおり行う。

(1) 指定避難所の設置

- ① 市本部長は、あらかじめ、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地区ごとに避難所を指定する。

ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。

イ 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。

ウ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。

エ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。

② 災害時の指定避難所は、資料 1-3-15-1 のとおりである。

③ 市本部長は、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者・住民と職員（避難所運営班）の協働により、指定避難所の開設・運営を行う。

④ 避難所等の指定に当たっては、次の事項について関係地区住民に周知を図るものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難所、避難場所の種別

エ 避難所等に至る経路（避難経路）

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難所等にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の制限等）

⑤ 市本部長は、指定避難所における給水、給食及び暖房が確保できるよう、当該設備、器具の調達方法を定める。

⑥ 市本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

⑦ 市本部長は、指定避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等避難生活に必要な物資等を調達する。

なお、設置に際しては、新型インフルエンザウイルス感染症等の対策用品として、非接触型体温計、手指用消毒液や簡易間仕切り等を備える。

また、ソーシャルディスタンスに配慮し、発熱等がある避難者に対しては、他の避難者等との接触を避けるとともに、直ちに、市本部長に報告すること。

⑧ 市本部長は、市が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。

ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。

イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

ウ 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

⑨ 市本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

ア 開設日時及び場所

イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

ウ 開設期間の見込み

⑩ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、家庭の来訪者など、現実被害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

⑪ 市本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

⑫ 市本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

(2) 指定避難所の運営

① 市本部長は、あらかじめ、避難所として指定した施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定める。

ア 管理責任者

イ 職員の動員体制及び事務分担

ウ 災害対策本部及び各避難所との連絡手段

エ 食料、生活必需品等の物資の調達方法

オ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法

カ 医療機関との連携方法

② 市本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

③ 市本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、避難者に対し安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を

提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

- ④市本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- ⑤ 市本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等が一部の避難所に偏ることのないよう、調整を行う。
- ⑥ 指定避難所の運営においては、避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、避難者の自治組織による運営を主体とすることを基本とし、市本部長は、必要な援助を行う。
- ⑦ 市本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
 - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、避難者の自治組織の育成
 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
 - ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - エ ホームヘルパー等による介護の実施
 - オ 保健衛生の確保
 - カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGB T等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
 - ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- ⑧ 市本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑨ 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努めるとともに、ペット同行・同伴避難所として、グリーピア三陸みやこを指定する。

- ⑩ 市本部長は、学校を避難所として使用する場合には、教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- ⑪ その他、詳細事項については、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」によるものとする。
- (3) 災害救助法が適用された場合の避難所設置
災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」のとおりである。
- (4) 帰宅困難者対策
 - ① 市本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが困難になった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
 - ② 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受け入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所として一時的にイーストピア宮古（市民交流センター）での避難の受け入れを行う。

5 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

市本部長は、在宅避難者等に対して物資の支給を行う。在宅被災者等に対する物資の支給は、原則として、在宅避難者等がいる集落に設置された避難所において行うものとする。

市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

6 市民等に対する情報等の提供体制

- (1) 市本部長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは

被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

- (2) 市本部長は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者等からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 市本部長は、広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

7 広域避難

(1) 県内広域避難

- ① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 市本部長は、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を県本部長に求めることができる。
- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本 部長	県内広域避難の協議を しようとするとき	県本部長	災害対策基本法 第86条の8第2項

	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第6項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第7項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項
		協議元市本部長	災害対策基本法 第86条の8第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第8項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項

(2) 県外広域避難

- ① 県外広域避難の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第9項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第12項
協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項
	県外広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている	災害対策基本法 第86条の9第11項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項

		公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	
--	--	---	--

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。
- ② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が	災害対策基本法第86条の9第6項、
		必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
協議先市町村長	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

(1) 県内広域一時滞在

- ① 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- ② 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ③ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ④ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
- ⑤ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑥ 市本部長は、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を県本部長に求めることができる。
- ⑦ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本 部長	県内広域一時滞在の 協議をしようとする とき	県本部長	災害対策基本法 第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨 の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定 した旨の通知を受けた時に現に避難 者を受け入れている公共施設その他 の施設を管理する者及び協議元市本 部長が必要と認める関係指定地方行 政機関の長その他の防災関係機関等 の長 3 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第6項、 災害対策基本法施行規 則 第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必 要がなくなつたと認め るとき	1 協議先市町村長 2 協議元市本部長が受入施設を決定 した旨の通知を受けた時に現に避難	災害対策基本法

		者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	第86条の8第7項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項
		協議元市本部長	災害対策基本法 第86条の8第5項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第8項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

- ① 県外広域一時滞在の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- ② 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- ③ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- ④ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- ⑤ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。
- ⑥ 県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- ⑦ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は 通知義務者	報告又は 通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第12項
協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第11項、 災害対策基本法施行規則 第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- ① 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事

項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

- ② 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- ③ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。
- ④ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の9第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が	災害対策基本法第86条の9第6項、
		必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
協議先市町村長	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

- (4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

【資料編 1-3-15-1：避難場所及び避難所】
 【資料編 1-3-15-2：消防団担当区域表】

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム(以下、本節中「岩手DMA T」という。)、関係関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMA T等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院の防災能力の向上を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム(以下、本節中「岩手DPAT」という。)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 7 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 8 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を行う。
- 9 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 10 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置

	3 他の医療機関に対する応援要請
県 本 部 長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療施設の確保 3 県立病院に係る岩手DMATの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMATによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手DPATの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ各病院に係る医療救護活動に関すること。
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院に係る岩手DMATの編成、派遣
岩手県済生会	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会 宮古歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科衛生士会	避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助
(一社)岩手県獣医師会 (一社)岩手県獣医師会宮古市会	避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社)岩手県薬剤師会 宮古薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社)岩手県栄養士会	健康管理活動における栄養士の派遣
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特例措置の実施

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請
市民生活部	衛生生活班	被災した愛玩動物の救護対策にかかる岩手県宮古地方支部保健医療班との連絡調整
保健福祉部	第1援護班	1 災害救助法に基づく救助に係る事務事務
	医 療 班	1 医療、助産及び保健活動の総括 2 医療機関及び医療関係者の動員 3 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保 4 医療救護班の要請 5 救護所の設置 6 医療施設等の被害調査 7 傷病者の搬送

第3 初動医療体制

1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師会班の編成

- (1) 市本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、(一社)宮古医師会に医療救護の要請を行う。
- (2) (一社)宮古医師会は、市本部長の要請を受けて医療救護活動を行うときは、「宮古医師会災害医療救助隊設置要綱」に基づき、あらかじめ「医療救護班」を編成し活動する。
- (3) 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- (4) 災害時における調剤、服薬指導を実施するため、あらかじめ、(一社)岩手県薬剤師会は、「県薬剤師会班」を編成する。
- (5) 市本部長は、災害の規模、状況等から、市本部独自では医療救護活動の実施が困難又は不十分であると認める場合は、第10節「相互応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県及び他の市町村等に対する応援要請並びに自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
--------	-------	--------

3 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師会班及びDMATの活動

(1) 医療救護班の活動

- ① 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- ② 医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
 - エ 被災地の病院の医療支援
 - オ 助産救護力 死亡の確認
 - キ 遺体の検案及びその後の処置
- ③ 医療活動の実施に当たっては、DMAT及び保健活動班と連携を図る。
- ④ 医療班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

- ⑤ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言をおこなうものとする。

(2) DMATの活動

- ① DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。

- ② DMATは、おおむね次の業務を行う。

ア 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）

イ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援

ウ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）におけるものを含む。）（搬送）

エ 県災害対策本部内に設置するDMAT県調整本部等における被災地域内のDMATに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）

オ DMAT県調整本部等における統括DMATの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック

※ ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

- ③ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、搜索班、現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図る。

- ④ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。

- ⑤ 岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動が終了するときは、医療救護班に必要な引継ぎを行う。

(3) 歯科医療救護班の活動

- ① 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

- ② 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

ウ その他必要とされる措置

(4) 県薬剤師会班の活動

県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

- ① 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ② 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ③ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

4 岩手D P A Tの活動

- (1) 岩手D P A Tは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。
- (2) 岩手D P A Tは、次の業務を行う。
 - ア 情報収集とアセスメント
 - イ 精神科医療機能に対する支援
 - ウ 住民及び支援者に対する支援
 - エ 精神保健に係る普及啓発
 - オ 活動実績の登録
 - カ 活動情報の引継ぎ
- (3) 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- (4) 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携をとりながら活動を行う。

5 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 市本部長は、医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）を調達する。
- (2) 市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、宮古支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

第4 後方医療活動

1 災害拠点病院の活用

県本部長が指定する災害拠点病院は次のとおりとなっており、救護所等において対応できない多数の重症患者が発生した場合等に活用する。

[県本部長が指定する災害拠点病院]

区 分	病 院 名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学付属病院
地域災害拠点病院	県立宮古病院

- (1) 被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、拠点本部の設置及び岩手D M A Tの受け入れに協力するものとする。
- (2) 参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、拠点本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。

- (3) 災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受け入れが困難な場合には、他の地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとする。

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時的拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- (2) 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (3) 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

3 災害拠点病院以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に努める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- (1) 被災地内の災害拠点病院、DMA T及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療施設への搬送の要否を判断する。
- (2) 岩手DMA T及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた市本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先医療機関の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

- (5) 市本部長は、必要に応じて、第10節「相互応援協力計画」、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第32節「防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところにより、県本部長等の応援を得てヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 市本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 危機管理監は、あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペース等を考慮しヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 市本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域・災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患への対応体制

市本部長は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県本部長の応援を得て、人工透析及び難病等に対処するために必要な医薬品等の確保及び情報収集を行う。

第7 健康管理活動の実施

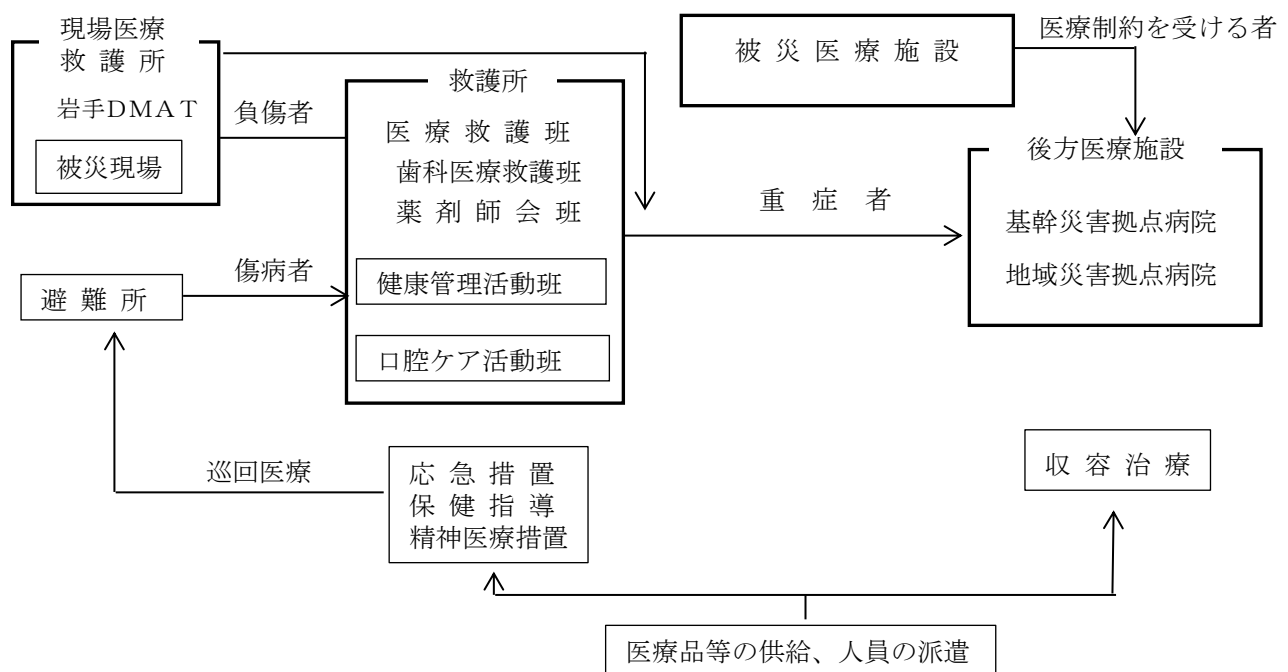
- 1 市本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、「健康管理活動班」を編成し、保健活動を行う。
- 2 健康管理活動班の編成基準は、次のとおりとする。
保健師1名以上、栄養士1名
- 3 健康管理活動班は、医療救護班と連携して健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難所を巡回して健康管理活動を行う。
- 4 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - (2) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
 - (4) 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、(一社)岩手県歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。
 - (5) 口腔ケア活動班は、おおむね、次の活動を行う。

- ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
 - イ 被災者に対する歯科健康教育
 - ウ その他必要とされる歯科保健活動
- 5 市本部長は、災害の規模、状況から、市本部のみでは保健活動が困難であると認めたときは、県本部長に対し、保健活動班の派遣を要請する。

第8 災害救助法が適用された場合の医療、助産

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（県イメージ）



注) 健康管理活動班は、医務救護班と連携して活動するが、健康相談は状況に応じて開設するものとし、必ずしも救護所とは同一の場所とは限らない。

第9 愛玩動物の救護対策

市本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他の必要な措置を講じる。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。

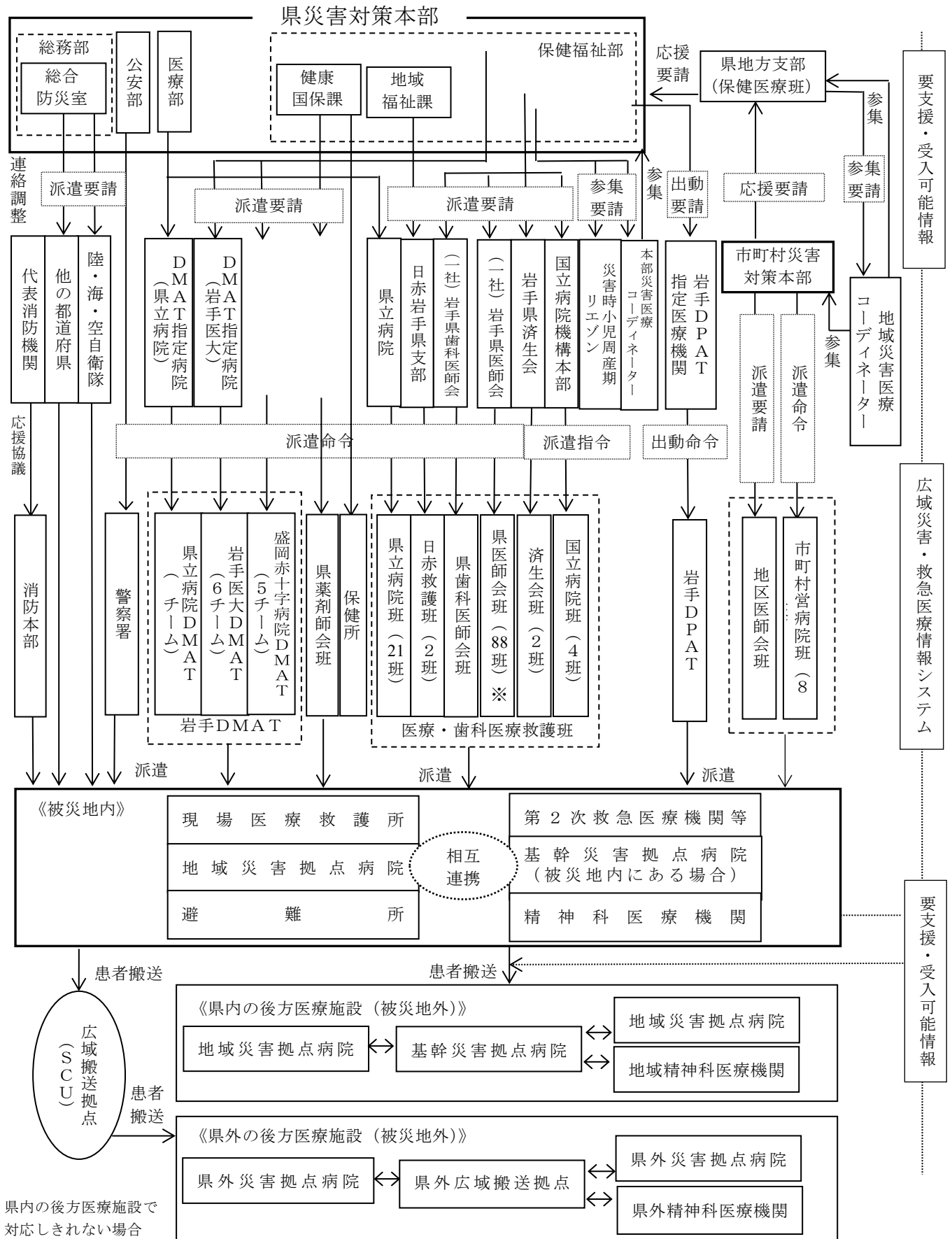
- (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

〔資料編 1-3-16-1：災害時の医療救護活動に関する協定書〕

〔資料編 1-3-16-2：宮古医師会災害医療救助隊設置要領〕

〔資料編 1-3-16-3：災害救助法を適用した場合の医療及び助産救助〕

〔資料編 1-3-16-4：医薬品等調達関係団体連絡先一覧表〕



※地区医師会班と重複

第17節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られるよう体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県 本 部 長	市に対する物資の調達及びあっせん
東 北 経 済 産 業 局	物資の確保
東 北 農 政 局	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し
日 本 赤 十 字 社 岩 手 県 支 部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防 災 班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請及び、保有物資の無償貸付又は譲渡要請
総 務 部	財 政 班	物資の輸送用車両の確保
市民生活部	衛生生活班	1 物資の調達及び支給 2 炊出しの手配及び給食
保健福祉部	第1援護班	災害救助法に基づく物資の給与に係る手続事務
産業振興部	農林班	1 米穀の調達に係る東北農政局岩手県拠点等に対する応援要請 2 農産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 3 畜産副食物の調達に係る関係団体等に対する協力要請 4 木炭の調達に係る関係団体等に対する協力要請
	水産班	水産食品の調達に係る関係団体等に対する協力要請
	産業支援班	物資の調達に係る商工団体等に対する協力要請
教 育 部	第1教育班	1 避難所における物資の需要にかかる連絡調整（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る。） 2 炊き出しの実施（学校給食センター）

	第2教育班	避難所における物資の需給に係る連絡調整（所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る。）
--	-------	--

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- ① 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- ② 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- ③ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- ④ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- ⑤ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
- ⑥ 在宅、社会福祉施設等の高齢者、障がい者等で、食料の供給を必要とする者
- ⑦ 旅館やホテルの宿泊者、家庭の来訪者、列車の旅客等で、食料の持参又は調達のできない者（東日本旅客鉄道株式会社等において、必要な食料の給与を行う場合を除く。）
- ⑧ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

(1) 支給物資は、おおむね、次のとおりとする。

物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

(供給食料の種類)

区 分	供 給 食 料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 (※ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖 等

(1人当たりの米穀支給量)

区 分	支 給 基 準 数 量
被災者	1食当たり 精米 200 グラム以内
災害救助従事者	1食当たり 精米換算 300 グラム以内
応急供給受配者	1日当たり 精米 400 グラム以内

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服 等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
寝 具	タオルケット、毛布、布団 等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具 等
食 器	はし、茶わん、皿 等
日用品	女性用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート 等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス 等

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

- (1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者、自主防災組織等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- (2) 各避難所で要する支給物資の品目及び数量は、避難所運営班が把握し、これを衛生生活班が集約する。
- (3) 市本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (4) 衛生生活班は、業者等からの調達に当たって、必要と認める場合は、物資の調達に係る商工団体等に対する協力要請を産業振興部各班長に依頼する。
- (5) 衛生生活班長は、産業振興部各班長と連携し、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- (6) 衛生生活班長は、必要な物資を確保できない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (7) 衛生生活班長は、必要に応じて、第1教育班長に対して炊き出しを依頼する。
- (8) 衛生生活班長及び第1教育班長は、必要な炊き出し又は食料の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (9) 市本部長は、市本部独自では物資を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、インターネット、報道機関等を通じて、市民等から

の支援物資の提供を呼びかける。その際、被災者のニーズの変化に配慮し、必要物資の内容を随時更新する。なお、被災者のニーズと合致しない場合において、受け入れを控える場合があることを合わせて伝達する。

(10) 市本部長は、市本部独自では物資を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

(11) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。
なお、食料及び炊き出しの要請に当たっては、次の事項を明示する。

区 分	明 示 事 項
食料及び給食原材料等の調達又はあつせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項
炊出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

4 物資の輸送及び保管

(1) 物資の集積地は、新里トレーニングセンター及び各福祉センターとすることを基本とし、被害の状況に応じて、公共施設、広場、公園等の中から、物資の地域内輸送拠点及び集積地を選定する。

(2) 物資の集積地の管理運営は、衛生生活班が行う。衛生生活班は、選定された物資の集積地に基づき、物資の受入れ・集積・仕分け体制を、ボランティア等の協力に基づき確立する。

(3) 物資の受入れ及び集積は、可能な限り選定された物資の集積地に一本化する。

(4) 県本部長に調達又はあつせんを要請した物資は、第7節「交通確保・輸送計画」に定めるところにより、市本部長が行うものとし、県本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。

(5) 業者等に輸送を依頼した物資は、市本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。

(6) 市本部長は、市本部のみでは物資の輸送が困難であると認めたときは、県本部長に対し、次により物資の輸送を要請する。

① 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。

② 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。

(7) 市本部長は、物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

- (1) 原則として、物資は支給することとし、市本部長が指定したもの限り、貸与する。
- (2) 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、避難者、在宅避難者とも、原則として避難所において支給する。
- (3) 物資の支給においては、各避難所の責任者、自主防災組織、ボランティア等の協力に基づき行うものとし、市民が不公平感を持たないように、十分配慮する。
- (4) 炊き出しは、既設の給食施設又は仮設の給食施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。なお、仕出し業者に委託する場合においては、基準数量等を明示する。

6 物資の需給調整

- (1) 市本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- (2) 市本部長は、物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び他の市町村等からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

7 災害救助法が適用された場合の物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

第18節 給水計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 飲料水の供給 2 生活の用に供される水の供給
県 本 部 長	市本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請
市民生活部	第2援護班	1 避難所における飲料水の需給に係る連絡調整の総括
保健福祉部	第1援護班	1 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る手続事務
上下水道部	施設班	1 飲料水の需給に係る総括 2 水源の確保及び給水の実施 3 水道の使用に係る広報 4 応急給水用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
教育部	第1教育班	避難所における飲料水の需給に係る連絡調整（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る）
	第2教育班	避難所における飲料水の需給に係る連絡調整（所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る）

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

市本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

- ① 給水業務
- ② 飲料水の水質検査
- ③ 汚染水の使用禁止・停止・制限

(3) 応援の要請

市本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認のうえ受領し、保管する。

(2) 応援の要請

市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ① 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が 0.2mg/l 以上になるよう消毒する。
- ② 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を 0.2mg/l 以上に確保する。
- ③ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域における給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ① 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
 - ② 浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
- (4) 医療施設等への優先的給水
- ① 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
 - ② 上水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

- (1) 水道事業者は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ① 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - ② 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ③ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道事業者は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ① 施設の破損、漏水等に係る応急復旧を行う。
 - ② 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達成することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。
 - ③ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 給水に係る応援要請
 - ① 担当長は、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができない場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、その旨を市本部長に報告する。
 - ② 市本部長は、市本部独自では被災者に対する給水の実施が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
 - ③ 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請に

あつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示する。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 職種別応援要員数
イ 給水対象地域	オ 必要とする資材の種類、数量
ウ 給水対象世帯・人員	カ 応援を要する期間
	キ その他参考事項

(2) 応急給水用資機材の確保に係る応援の要請

- ① 水道班は、必要な応急給水用資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ② 市本部長は、市本部独自では応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- ③ 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期間	エ その他参考事項

6 災害救助法が適用された場合の飲料水の供給

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。
- 5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第2 実施機関

実施機関	担 当 業 務
市本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長 (救助実施市)	応急仮設住宅の供与・管理運営及び活用可能な民間住宅の情報提供、公営住宅等の入居あっせん

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	県及び他の市町村等に対する応援要請
企画部	第2庶務班	被災者に対する住宅情報の広報
市民生活部	第2援護班	被災住宅の応急修理等に係る相談の受付及び対応
保健福祉部	第1援護班	災害救助法に基づく救助に係る手続事務
都市 整備部	第3建設班	1 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 2 応急仮設住宅等への入居申請 3 公営住宅等の入居あっせん 4 被災住宅の危険度判定 5 被災建築物の応急危険度判定 6 県本部長が行う応急仮設住宅の供与に対する協力 7 県本部長が行う建築物の応急危険度判定に対する協力 8 被災住宅の応急修理の供与対象者の調査及び選考 9 被災住宅の応急修理に係る設計、施工、管理 10 被災住宅の応急修理に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
産業振興部	農林班	被災宅地の応急修理に要する木材の調達に係る関係団体等に対する協力要請

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、住家が全壊、全焼又は流失し、仮住宅がなく、又は借家等の借上げができないなど居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者に対して、県本部長が行う。

(2) 供与対象者の調査及び報告

① 第3建設班長は、調査班長が収集した住家被害情報に基づき、市内の住宅被害状況等を調査し、市本部長に報告する。

② 市本部長は、第3建設班長からの報告に基づき、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を県本部長に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び市本部の住宅に関する要望事項

ウ 市本部で実施した住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 供与対象者における要配慮者の有無及びニーズ

オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

① 市本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

② 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

③ 敷地は、災害に対して安全で、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

④ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

① 市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の建設に協力する。

(5) 応急仮設住宅の入居

① 市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。

② 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

③ 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から原則2年以内である。

④ 市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。

(6) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、住家が半壊、半焼又は一部流失し当面の日常生活を営むことができない世帯、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、市本部長が行う。

(2) 供与対象者の調査及び選考

- ① 第3建設班長は、調査班長が収集した住家被害情報に基づき、次の事項を調査し、市本部長に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

ウ 住宅に関する緊急措置の実施状況及び予定

エ その他住宅の応急対策上必要な事項

- ② 市本部長は、第3建設班長からの報告に基づき、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者を選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

- ① 修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- ② 市本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に申請し、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5) 応急修理の実施

- ① 住宅の応急修理は、第3建設班が行い、又は業者に委託して行う。
なお、業者に応急修理を委託する場合は、修理の範囲、期間等を明示する。
- ② 第3建設班長は、市本部及び請負業者に手持ち資機材がない場合又はその調達に困難と認める場合は、種別ごとにその所要量を算出し、管財担当班長にその調達を依頼する。
- ③ 財政班長、第3建設班長及び農林班長は、住宅の応急修理に要する資機材の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

- ④ 財政班長及び第3建設班長は、必要な応急修理の実施又は資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
 - ⑤ 市本部長は、市本部独自では被災住宅に対する応急修理の実施若しくは応急修理に要する資機材の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対して応援要請を行う。
 - ⑥ 県及び他の市町村等に対する応援要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより行う。
- (6) 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理
災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

3 公営住宅への入居のあっせん

- (1) 市本部長は、県本部長の協力を得て、公営住宅への入居資格を有する者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する市営住宅への入居について、速やかに手続を行う。
また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用された場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
- (2) 公営住宅への入居のあっせんに当たっては、要配慮者の入居を優先する。
- (3) 市本部長は、県本部長の協力を得て、県営住宅及び他の市町村営住宅等の入居状況に係る情報を収集する。
- (4) 第3建設班は、必要な公営住宅等の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (5) 市本部長は、市本部独自では被災者にあっせんする公営住宅等の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対して応援要請を行う。
- (6) 県及び他の市町村等に対する応援要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

第3建設班長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報の周知等を図るため相談窓口を設置するとともに、第6節「広報広聴計画」に定めるところにより、広報班長及び第2援護班長と連携し、被災者に対する広報広聴活動を実施する。

5 被災建築物の応急危険度判定

第3建設班長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するために県本部長が実施する建築物の応急危険度判定が円滑に実施されるよう、次の措置を講じる。

- ① 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

- ② 地図の提供
 - ③ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供
 - (1) 応急危険度判定士の派遣要請
 - ① 第3建設班長は、建築物が広範囲に被災したことによる二次被害を防止するため、被災建築物の危険度判定を行う必要があると認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。
 - ② 市本部長は、応急危険度判定士による判定が必要と認められる場合は、県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ③ 県に対する派遣要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。
 - (2) 応急危険度判定士の業務
 - ① 応急危険度判定士は、次により被災建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 「応急危険度判定活動マニュアル」に基づき、建築物ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所（入口、外壁等）に判定ステッカーを表示する。
- | 区 分 | 表 示 方 法 |
|-------|---------|
| 危 険 | 赤紙を貼る。 |
| 要 注 意 | 黄紙を貼る。 |
| 調 査 済 | 緑紙を貼る。 |
- (3) 市本部長の措置

市本部長は、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

 - ① 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
 - ② 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ア 被災建築物に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 応急危険度判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - オ 判定結果に対する市民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布
 - (4) 応急危険度判定士養成への協力

市本部長は、県本部長が実施する応急危険度判定士の養成に対して協力する。

6 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

- ① 第2建設班長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次被害を防止するため、被災宅地の危険度判定を行う必要があると認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。
- ② 市本部長は、被災宅地危険度判定士による判定が必要と認められる場合は、県に対して被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
- ③ 県に対する派遣要請は、第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- ② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

(3) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ① 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
- ② 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 被災宅地危険度判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - オ 判定結果に対する市民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士養成への協力

市本部長は、県本部長が実施する被災宅地危険度判定士の養成に対して協力する。

【資料編 1-3-19-1：仮設住宅建設仕様書】

第20節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	県本部長の指示、指導に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 市本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請
市民生活部	衛生生活班	1 被災地の清掃及び廃棄物の処理等に係る総括 2 消毒班の編成
保健福祉部	医療班	1 感染症予防及び対策の実施に係る総括 2 感染症の発生の状況及び動向の把握 3 感染症予防用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請 4 感染症予防班の編成 5 疫学調査への協力

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

市本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員	備考
衛生技術者	1名	医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。
事務職員	1名	
作業員	3名	

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

市本部長は、県本部長の指示に基づき、「疫学調査協力班」を編成し、県本部の「疫学調査班」に協力する。

班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人員	備 考
看護師又は保健師	1名	感染症予防班を兼務して編成できる。
助 手	1名	

(3) 感染症予防班

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、県本部長から指示があったときは、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 市本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- (2) 市本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 市本部長は、感染症予防班、市内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
- (2) 市本部長は、第6節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。
 - ① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
 - ② 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 感染症予防活動の実施

市本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、県本部長の指示、指導に基づき、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる感染症予防活動を実施する。

特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は、宮古地方支部保健医療班が行う措置に協力する。

- ① 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（同法第28条）
- ③ 生活の用に供される水の供給（同法第31条）
- ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 疫学調査及び健康診断

市本部長は、疫学調査協力班に県本部の疫学調査班が実施する疫学調査及び健康診断に対する協力を行わせる。

(2) 清潔方法

市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(3) 消毒方法

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒班による消毒を実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、消毒班によるねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(5) 生活の用に供される水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、県本部長が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止したときは、第18節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

(6) 臨時予防接種

市本部長は、感染症予防上必要があると認めた場合は、対象者の範囲及び期日を指定して、臨時予防接種を実施し、これができない場合は県本部長にその実施を求める。

(7) 患者等に対する措置

県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。市本部長は、これに協力する。

- ① 患者輸送車、トラック、船艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- ② 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ③ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(8) 避難所における感染症予防活動

市本部長は、県本部の感染症予防班及び疫学調査班等の協力を得て、次の方法により避難所における感染症予防について指導等を行う。

- ① 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。

- ② 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
 - ③ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
 - ④ 飲料水等については、消毒班又は宮古地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- (9) 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請
- ① 市本部長は、必要な消毒その他の措置の実施ができない場合は、その旨を県本部長に報告する。
 - ② 市本部長は、市本部独自では被災地における感染症予防活動の実施若しくは感染症予防用資機材の調達が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
 - ③ 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の市町村等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、漁港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関

1 廃棄物処理及びし尿処理

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃全般
県 本 部 長	市本部長が行う廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
市民生活部	衛生生活班	廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃全般
宮古地区広域行政組合		廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃全般

2 障害物除去

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	ア 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 イ 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県 本 部 長	ア 市本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 イ 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
宮古海上保安署	ア 航路障害物の除去指導・協力 イ 流出した危険物等の回収指導・協力
三陸国道事務所	所管する道路等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機 管理監	防災班	ア 応急公用負担等に係る総括 イ 県及び他の市町村等に対する応援要請 ウ 自衛隊に対する災害派遣要請 エ 災害救助法に基づく救助に係る手続事務
市民 生活部	衛生生活班	ア 廃棄物の処理、し尿の処理及び清掃に係る総括 イ 廃棄物収集運搬用資機材及びし尿処理用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請 ウ 障害物の臨時集積場所の確保 エ 臨時集積場所の確保に係る応急公用負担の職権の行使
都市 整備部	第1建設班 第2建設班	ア 市が管理する道路、河川及び橋梁関係施設に係る障害物の除去 イ 応急措置の実施に障害となっている工作物等の除去等の職権の行使 ウ 障害物除去用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
	第3建設班	ア 住宅に係る障害物の除去 イ 応急措置の実施に障害となっている工作物等の除去等の職権の行使 ウ 障害物除去用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請
産業 振興部	水産班	ア 市が管理する漁港関係施設に係る障害物の除去 イ 応急措置の実施に障害となっている工作物等の除去等の職権の行使 ウ 障害物除去用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- ① 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- ② 市本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- ③ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- ④ 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。

第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第二次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- ⑤ 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
- ⑥ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。
- ⑦ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- ① 市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- ② 市本部長は、廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、宮古地区広域行政組合と協議し、県本部長に受け入れ施設の把握及び調整を依頼し、受け入れ可能な廃棄物処理施設（市町村又は組合）にその処理を依頼する。
- ③ 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 臨時ごみ集積所の確保

- ① 市本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。
- ② ごみの臨時集積所は別表1のとおりである。
- ③ 別表1の臨時集積所が使用できない場合は、別に指定する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。

(5) 住民等への協力要請

- ① 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

- ② 市本部長は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ① 市本部長は、被災地域においてし尿処理が困難な世帯数等を把握する。
- ② 市本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- ③ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- ④ 市本部長は、避難所等における環境衛生の確保を図るため、仮設トイレ又は簡易トイレを設置し、関係機関との連携を図り、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- ① 市本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- ② 市本部長は、し尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、宮古地区広域行政組合と協議し、県本部長に受け入れ施設の把握及び調整を依頼し、受け入れ可能なし尿処理施設（市町村又は組合）にその処理を依頼する。
- ③ 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ① 市本部長及び道路、河川、漁港の管理者（以下本節中「道路等の管理者」という。）は、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- ② 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物

イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

③ 市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

ア 市本部長は、住居関係障害物については、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

イ 市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

ウ 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

エ 市本部長及び漁港管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、関係漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

① 市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、宮古地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

② 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

① 市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

② 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。

ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

- ③ 市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- ① 市本部長及び道路等の管理者は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

ア 臨時集積場所

イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

ウ 埋立予定地

- ② 市本部長及び道路等の管理者は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

- ③ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措 置 内 容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同法施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官、 海上保安官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同法施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

別表 1

区 分	予 定 場 所
臨時ごみ集積所 臨時廃棄物集積所	閉伊川スポーツ公園左岸

4 建築物等の解体等による石綿の飛散防止

- ① 市本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- ② 建築物等への被害があり、アスベスト等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、環境省、県及び市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措

置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

〔資料編 1-3-21-1：災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準〕

第22節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	ア 行方不明者、遺体の搜索に対する協力 イ 遺体収容所の確保及び遺体の処理 ウ 身元不明の遺体の一時安置 エ 遺体の埋葬
県 本 部 長	ア 行方不明者の搜索、遺体の検視 イ 災害救助法適用時における死体の搜索、処理、埋葬の最終処理
宮 古 海 上 保 安 署	海上における行方不明者の搜索、遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日 本 赤 十 字 社 岩 手 県 支 部	災害救助法の適用時における死体の処理及び埋葬に関する協力
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会 (一社)岩手県歯科医師会 宮 古 歯 科 医 師 会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	ア 県及び他の市町村等に対する応援要請 イ 自衛隊に対する災害派遣要請 ウ 災害救助法に基づく救助に係る手続事務
	消防班	県本部長等が行う行方不明者及び遺体の搜索に対する協力
市民生活部	衛生生活班	ア 遺体収容所の設置 イ 遺体の埋葬 ウ 遺体の検案及び処理に関する協力
保健福祉部	医療班	ア (一社)宮古医師会等に対する応援要請 イ 遺体処理用資機材等の調達に係る業者等に対する協力要請

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、宮古警察署長又は宮古海上保安署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を宮古地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

- ① 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
- ② 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- (2) 市本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- (3) 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。
- (4) 搜索の実施
 - ① 消防班長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
 - ② 消防班長は、必要に応じて、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
 - ③ 消防班長は、必要に応じて、宮古警察署長又は宮古海上保安署長に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
 - ④ 搜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
 - ⑤ 搜索班員、警察官及び海上保安官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し、又は市民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

2 遺体の収容

- (1) 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。
 - ① 異常遺体に関する検視 ② 医師の検案 ③ 遺体請書の徴収
- (2) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- (3) 遺体収容所を設置するときには、千徳地区体育館を第一候補とし、災害の状況に応じて次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

- ① 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ③ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - ④ 遺体の数に相応する施設であること。
 - ⑤ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。
- (4) 市本部長は、あらかじめ、遺留物の管理・保管及び公開方法について定めるものとする。

3 身元不明遺体への対応

市本部長は、身元不明遺体の身元確認のため、次に掲げる対応を行う。

- (1) 警察、宮古医師会等の協力に基づく、DNA鑑定等資料の保管・管理。
- (2) 宮古歯科医師会等の協力に基づく、歯科医師による検屍体制の確立及び実施。

4 遺体の処理

- (1) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、市において調達する。
- (3) 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、宮古地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請する。

5 遺体の埋葬

市本部長は、次に掲げる場合において、遺体の埋葬を行う。

- (1) 家族等による遺体の埋葬が困難な場合
- (2) 遺体の埋葬を行う家族等がいない場合又は不明な場合
- (3) 遺体の埋葬は、おおむね、次の方法により行う。
 - ① 身元が判明している遺体の埋葬を先に行い、その後、身元不明の遺体の埋葬を行う。
 - ② 身元が判明している遺体については、原則として火葬するものとする。
 - ③ 身元不明の遺体については、原則として土葬とするものとする。
- (4) 市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、宮古地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- (5) 市本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、

災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

6 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 担当班長は、行方不明者等の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬の実施若しくは遺体処理用資機材の調達ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。
- (2) 市本部長は、市本部独自では行方不明者等の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬の実施若しくは遺体処理用資機材の調達が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (3) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあつては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う

7 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

〔資料編 1-3-22-1：火葬場一覧表〕

〔資料編 1-3-22-2：遺体の収容及び取扱い〕

〔資料編 1-3-22-3：遺体の処理〕

〔資料編 1-3-22-4：遺体の埋葬〕

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県 本 部 長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各 防 災 関 係 機 関	要員の確保

（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
産業振興部	産業支援班	労務者及び技術者の協力による要員の確保
総 務 部	第1庶務班	

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 市本部長は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	エ 期間
イ 作業内容	オ 就労場所
ウ 必要技能及びその人員	カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

- (1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者又は消防機関の長	水防作業	従事命令	水防法第24条

(2) 命令の対象者

作業区分	対 象 者
災害応急対策作業（災害対策基本法による市長、警察官又は海上保安官の従事命令）	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	1 火災の現場付近にある者 2 傷病者の発生した現場付近にある者
水防作業	区域内に居住するもの又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交 付 事 由	根 拠 法 令
市本部長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消すとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、市本部長に届け出る。

4 防災関係機関相互の要員の調整

担当班長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要と認める場合は、災害現地における防災関係機関相互の要員の調整を行う。

5 災害救助法が適用された場合の要員の確保

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」のとおりである。

〔資料編 1-3-23-1：災害救助法を適用した場合の労務者雇上げの基準〕

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	市立学校における応急教育の実施
県 本 部 長	県立学校における応急教育の実施

（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
教育部	第1教育班	1 被災児童及び生徒の被害調査 2 被災児童及び生徒に対する応急教育の実施 3 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与

第3 実施要領

1 学校施設の対策

（1）学校施設の応急対策

市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

（2）応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	① 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ② 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は市内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	① 市内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 ② 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
市内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する

(3) 他の施設を使用する場合の手続

市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の施設を利用する場合	① 市本部長は、宮古地方支部教育事務所班長に対して施設のあつせんを要請する。 ② 宮古地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	① 宮古地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。 ② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあつせんを要請する。 ③ 宮古教育事務所長は、当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 宮古地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、宮古市域に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

2 教職員の確保

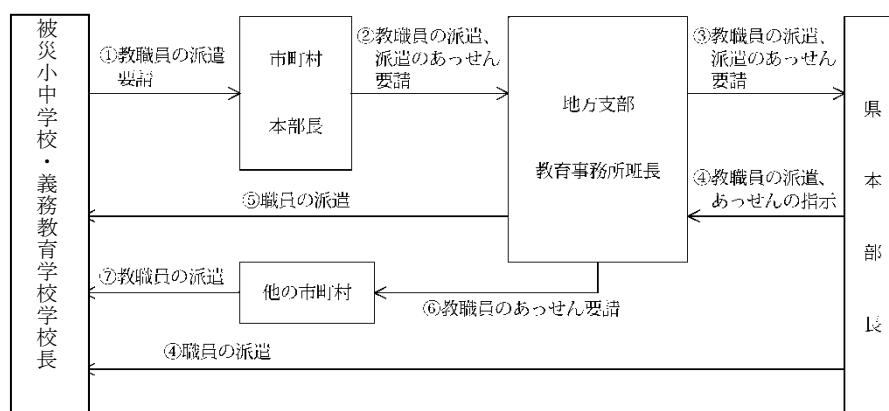
(1) 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

- ① 校長は、市本部長に対して教職員の派遣を要請する。
- ② 市本部長は、宮古地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。
- ③ 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別派遣要請人員	

(2) 市本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 市本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 市本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、宮古地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

5 学校納付金等の減免

市本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

- ① 市本部長は、給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

② 市本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

③ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

市本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、これらの処分方法について県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

市本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

(1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

(2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は宮古地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

(3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

(4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するように指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

市本部長は、宮古市文化財保護審議会委員の意見を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

① 文化財の避難

② 文化財の補修、修理

③ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

〔資料編 1-3-24-1：災害救助法による学用品支給基準〕

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県 本 部 長	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市本部長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市本部長からの畜産応援要請に応じた対策措置

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
産業振興部	農林班	1 農林畜産物、農地、森林、農林関係施設等の被害調査及び応急対策の実施 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策の実施

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

- ① 市本部長は、調査班を編成し、巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
- ② 市本部長は、指導班を編成し、防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。
- ③ 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ア 防除時期 イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置） |
|---|

- ④ 市本部長は、災害の規模、状況から防除措置の実施が困難であると認めたときは、県本部長に対し、防除措置の応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

- ① 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- ② 市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、宮古地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

- (1) 市本部長は、家畜の診療が困難な場合は、宮古地方支部農林班長に応援を要請する。
- (2) 市本部長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。
- (3) 市本部長は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、宮古地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。
- (4) 市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
 - ① 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
 - ② 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
 - ③ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、宮古地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請をする。
- (5) 市本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、宮古地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第26節 公共土木施設応急対策計画

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 実施機関

1 道路施設

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	市道の道路施設
県 本 部 長	一般国道のうち三陸国道事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
三 陸 国 道 事 務 所	所管の道路施設

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
都市整備部	第1建設班	道路、橋梁等の被害調査及び応急対策の実施

2 河川管理施設

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	準用河川及び普通河川の河川管理施設
県 本 部 長	二級河川の河川管理施設

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
都市整備部	第1建設班	河川の被害調査及び応急対策の実施

3 海岸保全施設

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	市管理の海岸保全施設
県 本 部 長	県管理の海岸保全施設
釜石港湾事務所 宮古港出張所	所管の海岸保全施設

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
産業振興部	水産班	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策の実施 2 漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策の実施

4 砂防等施設

実 施 機 関	担 当 区 分
県本部長	県管理の砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の砂防等施設

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
都市整備部	第1建設班	地すべり防止区域等の被害調査及び応急対策の実施

5 港湾施設・漁港施設

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	市管理の漁港施設
県 本 部 長	県管理の港湾施設又は漁港施設
宮古海上保安署	航路、泊地
釜石港湾事務所 宮古港出張所	所管の港湾施設

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
産業振興部	港湾班	1 港湾施設、漁港施設の被害調査及び応急対策の実施
	水産班	2 水産関係施設の被害調査及び応急対策の実施

6 鉄道施設

実 施 機 関	担 当 区 分
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	1 被害状況の把握 2 応急措置及び応急復旧
日本貨物鉄道(株) 東北支社	
三陸鉄道(株)	

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
企画部	第3庶務班	鉄道施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況等の災害情報の収集

第3 実施要領

1 共通事項

(1) 被害状況の把握及び連絡

市本部長は、被害の発生状況を把握し、県本部長及び防災関係機関に報告するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、報告する。

(2) 二次災害の防止対策

市本部長は、クラック発生箇所等の調査等を行い、二次災害の防止のた

めの応急復旧を実施する。

市本部長は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

① 市本部長は、必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

② 応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

ア 資機材の種類及び数量	ウ 場所	オ 作業内容
イ 職種別人員	エ 期間	カ その他参考事項

(4) 関係機関との連携強化

① 市本部長は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

② 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

なお、障害物の除去については、第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより行う。

2 個別事項

(1) 道路施設

① 市本部長は、関係機関と速やかに協議の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

なお、緊急輸送道路については、優先的に応急復旧を行い、その交通の確保を図る。

② 県は、市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 港湾施設、漁港施設

① 船舶に対する危険通報

市本部長は、その所管する区域内的の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部長に報告するとともに、関係する他の防災関係機関に連絡する。

② 防災措置の共同実施等

ア 市本部長は、養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。

イ 市本部長は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。

③ 養殖筏繫留者等の措置

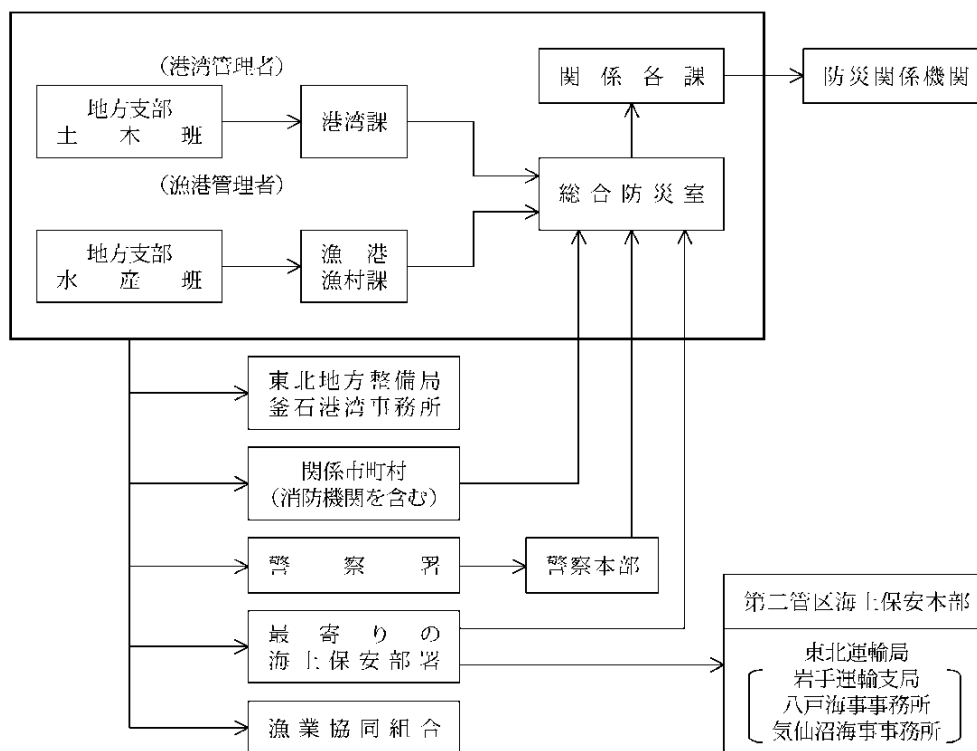
養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

④ 海上輸送路の確保

ア 市本部長は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。

イ 市本部長は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

港湾施設、漁港施設に係る連絡系統



(3) 鉄道施設

① 第3庶務班長は、鉄道事業者及び県本部等から鉄道施設の被害状況及び応急対策の実施状況等の災害情報を収集し、市本部長に報告する。

- ② 市本部長は、第3庶務班長から報告のあった鉄道施設に係る災害情報のうち、復旧状況等の情報について、第6節「広報広聴計画」に定めるところにより、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて、市民等に対する広報を実施する。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のためライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

第2 実施機関

1 電力施設

実施機関	担当業務
県本部長	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握
東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 電力施設の応急措置に係る自衛隊の災害派遣要請 2 電力事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん
	消防班	電力施設の被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給業者	1 所管するガス施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家庭等に対する広報の実施

(市本部の担当)

部	班	担当業務
産業振興部	産業支援班	ガス事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん
危機管理監	消防班	ガス施設の被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

3 上下水道施設

実 施 機 関	担 当 業 務
市本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
上下水道部	施設班	上下水道施設の被害調査及び応急対策の実施

4 電気通信施設

実 施 機 関	担 当 業 務
東日本電信電話（株） 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急処置及び応急復旧の実施

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	通信施設に係る被害状況の把握

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

① 非常災害対策本部の設置

ア 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

イ 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 対策要員の確保

ア 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとるものとする。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生が予想され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

イ 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

ウ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

(ア) 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

(ウ) 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し非常災害対策活動に従事する。

エ その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

③ 情報連絡活動

電気事業者は、定時に被災電力施設等から、次の情報を収集する。

ア 情報等

(ア) 気象等に関する情報

(イ) 被害情報

(ウ) 停電による主な影響の状況

(エ) 県及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

イ 自社被害情報等

(ア) 自社施設等の被害情報及び復旧状況

(イ) 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況

(ウ) 人身災害及びその他の災害発生状況

(エ) その他の災害に関する情報

④ 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

① 資材の調達、輸送

ア 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 電力事業所相互間による流用

(ウ) 納入メーカーからの購入

(エ) 他の電気事業者からの融通

イ 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

ウ 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者等に対し、応援を要請する。

エ 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、船艇等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

オ 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援態勢をとるよう努める。

カ 市本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあつせん要請があつた場合は、その確保、あつせんに協力するとともに、状況に応じて、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

② 危険予防措置の実施

ア 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

(ア) 送電を継続することが危険と認められるとき

(イ) 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があつたとき

イ 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。

ウ 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

③ 応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

(ア) 災害応急対策実施機関	(イ) 医療施設	(ウ) 社会福祉施設	(エ) 避難所
----------------	----------	------------	---------

④ 災害時における電力の融通

電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

① 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

- ② 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、災害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 水力発電施設

- (ア) 系統に影響が大きい発電所
- (イ) 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- (ウ) 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- (エ) その他の発電所

イ 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

エ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
- (イ) その他の回線

オ 通信設備

- (ア) 非常災害用通信回線
- (イ) 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
- (ウ) 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- ① 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- ② 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

- ① 非常災害対策本部の設置

ア ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

イ 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災 害 の 規 模 及 び 状 況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

③ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害状況について、第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

① 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

ア 市本部、報道機関等からの被害情報等の収集

イ 事業所等の点検

ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理

オ その他、状況に応じた措置

② 応急措置

ア ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

(ア) 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切換え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

イ 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

(ア) 災害応急対策実施機関 (イ) 医療施設 (ウ) 社会福祉施設 (エ) 避難所

③ 資機材の調達

ア ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各事業所相互間における流用
- (ウ) 他のガス事業所からの応援融通

イ 市本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

① ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

ア 製造所の復旧

ガスの製造、供給を一次又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。

イ 整圧所の復旧

ガスの受入れ、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 中圧導管の復旧

- | | | |
|----------|-------------------|-------------|
| (ア) 区間遮断 | (イ) 気密試験(漏洩個所の発見) | (ウ) 漏洩箇所の修理 |
|----------|-------------------|-------------|

エ 低圧導管と需要家設備の応急復旧

- | | |
|-------------------|----------------|
| (ア) 閉栓確認作業 | (カ) 本支管混入空気除去 |
| (イ) 被災地域の復旧ブロック化 | (キ) 供内管の検査及び修理 |
| (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業 | (ク) 点火、燃焼試験 |
| (エ) 復旧ブロック内の漏洩検査 | (ケ) 開栓 |
| (オ) 本支管の漏洩箇所の修理 | |

② 再供給時の事故防止措置

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

ア 貯蔵施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの貯蔵等を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

① 給水対策本部の設置

ア 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

イ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

② 動員体制の確立

ア 市本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

イ 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

③ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

市本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

① 市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

② 市本部長は、水道施設に被害が生じた場合は、第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

③ 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、防災行政無線を用いて行う。

④ 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定められた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

① 復旧対策用資器材の整備

ア 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。

イ 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達する。

ウ 市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、宮古地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

② 施設の点検

市本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、給水施設等の被害調査は、施設ごとに実施する。

イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

ウ 次の管路等については、優先的に点検する。

(ア) 主要送配水管路

(イ) 貯水槽及びこれに至る管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(エ) 変電所及び後方医療機関等に至る管路

③ 応急措置

市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

ア 取水、導水、浄水及び給水施設

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

① 取水・導水施設等の復旧

ア 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。

イ 浄水施設の被害のうち、施設 の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

② 送・配水管路の復旧

ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易度、被害箇所の重要度及び浄水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

イ 復旧に当たっては、復旧用資器材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

ウ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設等を優先して実施する。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

市本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

ア 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

イ 市本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、必要に応じて移動相談所を開設する。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

市本部長は、市本部の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

① 災害復旧用資機材の確保

ア 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレイカー、土のう等の資機材の確保に努める。

イ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

ウ 市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部土木班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

② 応急措置

ア ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行う。

イ 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

① 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

② 管渠施設の復旧

管渠施設に被害が発生した場合においては、代替管等を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

③ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について第5節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

① 資機材の調達

ア 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

イ 電気通信事業者は、応急復旧に関し広域的応援体制をとるよう努める。

② 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

③ 重要通信の確保等

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

イ 防災関係機関の専用通信設備が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

ウ 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

エ 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に災害用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した通信施設の復旧について次により実施する。

① 災害復旧工事の計画、実施

ア 応急復旧工事

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

イ 原状回復工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

ウ 本復旧工事

(ア) 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

(イ) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

② 復旧順位

順 位	応 急 す る 電 気 通 信 設 備
第1順位	(ア) 気象機関に設置されているもの (イ) 水防機関に設置されているもの (ウ) 消防機関に設置されているもの (エ) 災害救助機関に設置されているもの (オ) 警察機関に設置されているもの (カ) 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (キ) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ク) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	(ア) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (イ) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ウ) 選挙管理機関に設置されているもの (エ) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの (オ) 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの (カ) 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く)
第3順位	第1順位第2順位に該当しないもの

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

① 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

② 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすい情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

〔資料編 1-3-26-1：電力施設現況一覧表〕

〔資料編 1-3-26-2：液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地〕

第28節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能な場合は、自衛隊の災害派遣を県本部長に依頼する。

第2 石油类等危険物

1 実施機関

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	(1) 被災状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	
危険物施設責任者	

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理 監	消防班	(1) 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達及びあっせん

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

② 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

③ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

④ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないように災害広報活動を行う。

(2) 市本部長

市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	(1) 被災状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	
火薬類保管施設責任者	

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	消防班	(1) 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達及びあっせん (3) 火薬施設に係る被害状況調査 (4) 火薬施設に係る応急対策

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

② 応急措置

ア 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

(イ) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

(ウ) 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(エ) 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

(オ) 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- ・ 災害による避難について、住民に周知する。

- ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

イ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

ウ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	(1) 被災状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	
高圧ガス保管施設責任者	

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	消防班	(1) 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達及びあっせん
産業振興部	産業振興班	(3) 高圧ガス施設に係る被害状況調査 (4) 高圧ガス施設に係る応急対策

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

② 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を待避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

エ 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- ・ 災害による避難について、住民に周知する。
- ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

③ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器とともに、損害が他に

及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

④ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関

実 施 機 関	担 当 区 分
市 本 部 長	(1) 被災状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
県 本 部 長	
毒物・劇物保管施設責任者	

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	消防班	毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

② 応急措置

ア 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ・ タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ・ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

イ 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長

- ① 市本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- ② 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第29節 海上災害応急対策計画

第1 基本方針

- 1 関係機関相互の密接な連携の下に、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動等を行い、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全確保を図る。
- 2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸排出油等防除協議会を始め、県及び関係団体等への協力要請又は自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 被害状況の把握及び防災機関への通報
県 本 部 長	2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知
	3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
	4 自衛隊の災害派遣要請
宮古地区消防本部	1 被害状況の把握及び防災機関への通報 2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
宮古海上保安署	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 海上災害防止センターに対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
事 故 関 係 者 （船舶所有者等）	災害の発生又は拡大防止並びに除去のための応急措置
漁 業 関 係 者 （漁協等）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
港湾管理者・漁港管理者	1 在港船舶に対する災害発生の周知 2 災害の発生又は拡大防止及び除去のための援助並びに防除措置
海上災害防止センター	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

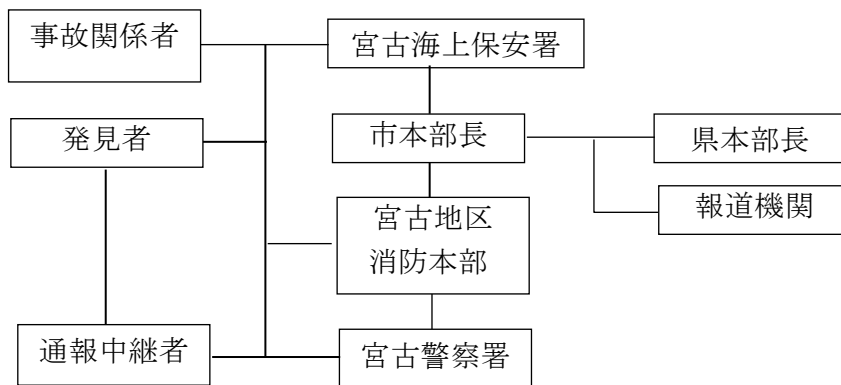
（市本部の担当）

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	1 宮古海上保安署との連絡調整
	消防班	2 沿岸住民等に対する災害広報の実施
産業振興部	水産班	1 所管漁港に係る保全措置
		2 在港船舶に対する災害の周知
市民生活部	衛生生活班	岩手県沿岸排出油等防除協議会との連絡調整

第3 実施要領

1 通報連絡体制

(1) 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



(2) 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対象船舶
宮古海上保安署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放 送 局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在湾船舶
漁 港 管 理 者	漁業無線	港外漁船

(3) 沿岸住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
市本部長	広報車、 防災行政無線等	① 災害の状況 ② 防災活動の状況 ③ 火気使用及び交通等の制限事項 ④ 避難指示等の注意事項 ⑤ その他必要事項
宮古地区消防本部	消防車両の拡声器	
宮 古 警 察 署	パトカーの拡声器	
宮 古 海 上 保 安 署	巡視船艇の拡声器	
放 送 局	テレビ、ラジオ	

2 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
宮古海上保安署	① 船舶の航行制限及び禁止 ② 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ③ 警戒線等の設定 ④ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	宮古海上保安署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 関	措 置 の 内 容
---------	-----------

市 本 部 長	① 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 ② 流出油等に係る監視パトロール
宮 古 地 区 消 防 本 部	① 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 ② 流出油等に係る監視パトロール
県 本 部 長	流出油等に係る監視パトロール
宮 古 警 察 署	沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

(1) 海上流出油等対策

各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、他の防災関係機関と密接な連携を図りながら相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

実 施 機 関	措 置 の 内 容
宮古海上保安署	① 航行中の船舶及び関係機関への伝達 ② 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ③ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 ④ 遭難船舶の救助、消火活動、緊急的な油等の拡散防止 ⑤ 海上における流出油等防除指導 ⑥ 流出油等防除作業の技術指導
市本部長	① 流出油等の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 ⑤ 回収油等の保管
宮古地区消防本部	① 流出油等の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
県本部長	① ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 ② 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
海上災害防止センター	海上保安庁長官の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油等防除
その他の関係機関	海上保安署、県、市等が実施する応急措置に対する協力

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

各実施機関は、船舶の遭難、海上火災、人身事故等が発生した場合は、他の防災関係機関と密接な連携を図りながら、次に掲げる応急措置を実施する。

① 人命救助、捜索、救護	③ 応急資器材の調達
② 消火活動、延焼防止	④ 遭難船の移動

第30節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動を行う。
- 2 林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	① 消火、救助その他災害発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ② 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 機 関	① 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 ② 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県 本 部 長	① 消防広域応援に係る連絡、調整 ② 消火薬剤、消防資機材の調達及びあっせん ③ 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
三陸北部森林管理署	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

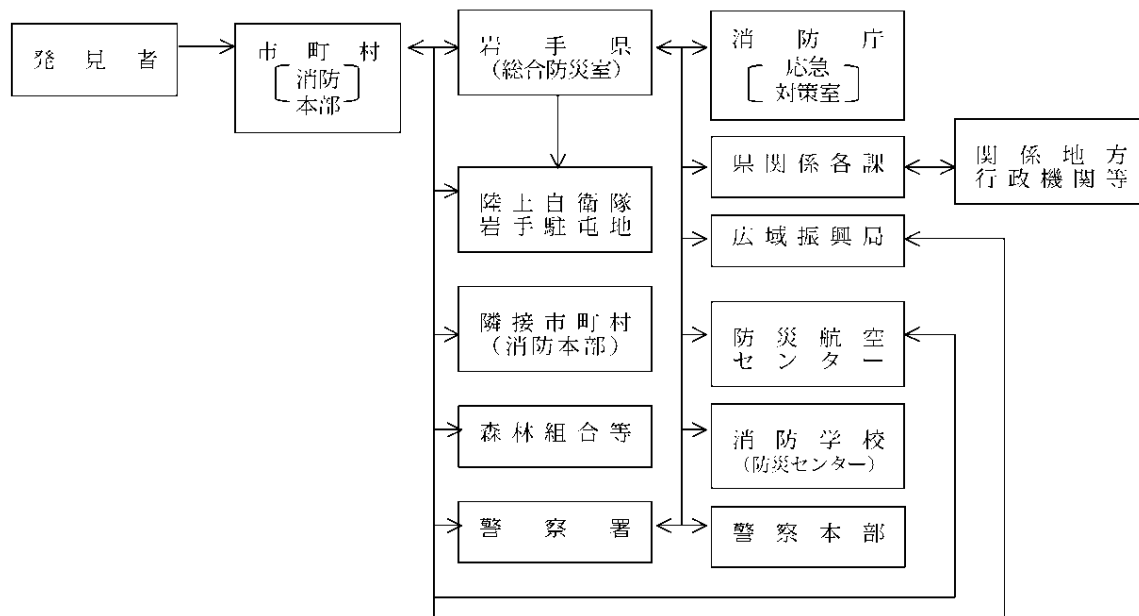
(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	① 県に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 ② 県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請 ③ 自衛隊の災害派遣要請
	消防班	① 消防活動 ② 消火薬剤及び消防資機材の調達 ③ 県に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 ④ 県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請
総務部 保健福祉部	調査班 医療班	人的被害及び住家被害情報の収集
産業振興部	農林班	① 農林畜産物等の被害情報の収集 ② 農業施設、林業施設等の被害情報の収集

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 市本部長の措置

(1) 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

① 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

① 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火困難地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

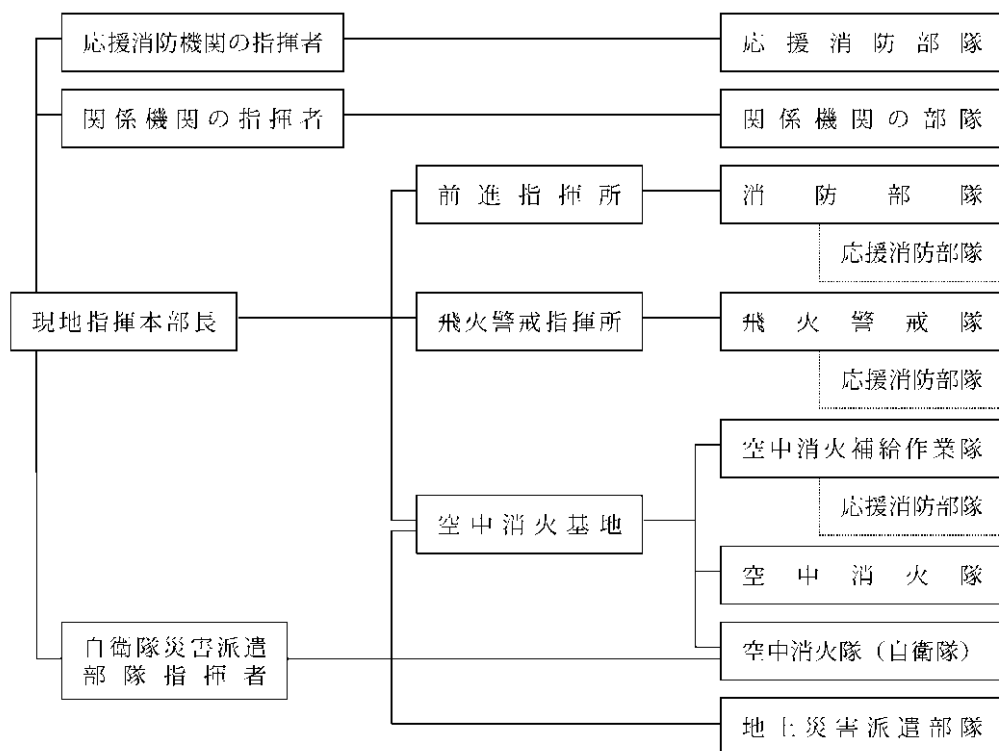
(2) 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

- (3) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
- また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節「防災ヘリコプター応援要請計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
- 特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要なとなる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の長の措置

- (1) 応急活動体制の確立
- ① 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
 - ② 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
 - ③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
 - ④ 消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。
- (2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ③ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ④ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- ⑤ 林野火災が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- ⑥ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ⑦ 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



⑧ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 林野火災の規模が比較的小さいと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

① 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、宮古医師会、日本赤十字社岩手支部、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

② 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

① 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

② 避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

③ 避難指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

④ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

- ⑤ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外のものに対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

- ① 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火資機材等の調達又はあっせんを行う。
- ② 県本部長は、あらかじめ、消火資機材等の調達又はあっせんに係るマニュアル等を作成する。

(2) 緊急消防援助隊

- ① 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。

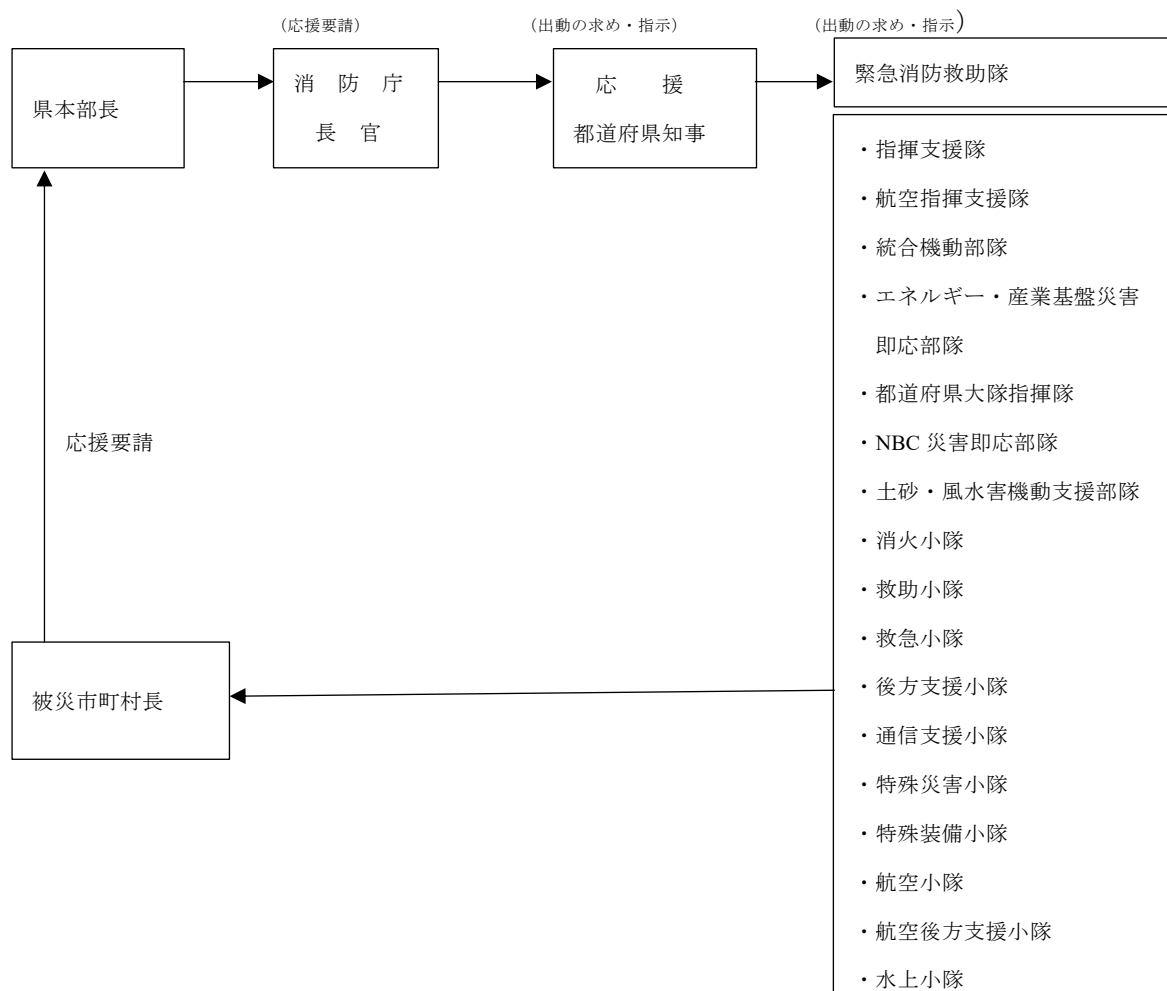
(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

小隊名	構成消防本部	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡(1隊)	指揮車
都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関(2隊)	指揮車
消火小隊	盛岡(7)、花巻(4)、北上(2)、奥州金ヶ崎(4)、釜石大槌(3)、一関(6)、大船渡(2)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、久慈(4)、二戸(4) (42隊)	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡、北上(2)、奥州金ヶ崎、一関、宮古 (6隊)	救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車
救急小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(2)、奥州金ヶ崎(3)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(3)、久慈(2)、二戸(1) (23隊)	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ヶ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
通信支援小隊	盛岡(1隊)	広報通信車

特殊災害小隊（毒劇）	盛岡（1 隊） （救助部隊と重複登録）	劇毒物、B 災害、C 災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡（はしご車、屈折はしご車）、奥州金ヶ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車） （4 隊）	
航空小隊	岩手県防災航空隊（1 隊）	防災ヘリコプター

- ② 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- ③ 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- ④ 県本部長は、大規模林野火災が発生し、必要と認められる場合においては、消防庁を通じて、緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の出動



(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

県本部長は、大規模林野火災時において、市本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

- ① 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ② 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく、他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ③ 第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きによる自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請

第31節 原子力災害応急対策計画

第1 基本方針

- 1 市、その他の防災関係機関は、原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング、医療保健についてそれぞれの実施体制を定める。
- 2 原発事故による放射性物質から市民の健康と安全を守るため、放射線の影響について測定し、市民の受ける年間被爆量を1ミリシーベルト以下にすることを目標とし、市民に対する情報提供及び必要に応じて除染を行う等の的確な対策を講じるものとする。

第2 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 市は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、県その他の防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員体制を定める。
- (2) 市対策本部の配備基準は、第2節「職員の動員計画」のその他災害の配備基準に準ずる。
- (3) 市本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係地方行政機関又は関係地方指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当っては、県、市との連携を図る。

- (3) 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- (4) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第3 特定事象発生情報等の伝達

1 市の措置

- (1) 市本部長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- (2) 市本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法等を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 市本部長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- (5) 特定事象発生情報及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。
 - ア 同報系防災行政無線
 - イ 有線放送
 - ウ CATV
 - エ コミュニティFM、臨時災害放送局
 - オ 電話
 - カ 携帯端末等の緊急速報メール
 - キ 広報車
 - ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関の措置

- (1) 放送事業者は、ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じて、関係団体等に通知する。

第4 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市及びその他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当っては、防災関係機関相互に密接に連携を図る。
- (2) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- (3) 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 情報の収集・伝達実施要領

(1) 市

ア 市本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関に周知する。

イ 上記のほか「第3章 第5節 情報の収集・伝達計画」に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

第5 住民等への情報提供・広報広聴

1 市による情報提供

- (1) 市は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。なお、県から提供される情報は次に掲げる事項である。

ア 特定事象発生情報等の概要

イ 災害の概況

ウ 緊急時モニタリングの結果等

エ 県等の防災関係機関の対策状況

オ 住民等のとるべき措置、注意事項

カ その他必要と認める事項

- (2) 住民等の情報提供は、次の方法によるほか多様な手段を活用する。

ア 同報系防災行政無線

イ 有線放送

ウ CATV

エ コミュニティFM、臨時災害放送局

オ 電話

カ 携帯端末等の緊急速報メール

キ 広報車

ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県からの住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

3 広報・広聴

市本部長は、次の内容について、広報・広聴を行う。

ア 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況

イ 災害の発生時の注意事項

ウ 市本部長が実施した高齢者等避難、避難指示

エ 避難所の開設状況

オ 救護所の開設状況

カ 道路及び交通情報

キ 各緊急事態応急対策の実施状況

ク 災害応急復旧の見通し

ケ 二次災害の予防に関する情報

コ 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項

サ 安否情報及び避難者名簿情報

シ 生活関連情報

ス 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況

セ 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報

ソ その他必要な情報

第6 緊急時モニタリング

市は、原子力災害が発生したときに県が行う、市内の環境への影響及び市内で販売される流通食品、市内で生産・収穫される農林水産物等、水道水、その他必要と認められるものの放射性濃度を把握するための緊急モニタリングに協力するほか、必要に応じて市の自主的な調査を実施する。

第7 避難・影響回避

1 市本部長は、原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 市本部長は、原子力災害の発生に伴い、市外からの避難者を受け入れることとした場合は、迅速に避難所を開設し、その適正な運営を図るとともに、避難者が必要な情報や支援、サービスを容易に受け取ることができる体制の整備を図る。

- 3 市本部長は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
- 4 県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。
- 5 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- 6 原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。
- 7 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等
 - (1) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告
 - ① 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は指示を行う。この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
 - ② 県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難が必要となった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。
 - (2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。

 - ア 発令者
 - イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別
 - ウ 指示の別
 - エ 指示の日時
 - オ 指示の理由
 - カ 指示の対象地域
 - キ 避難のための立退き先又は退避先
 - ク 避難のための立退き先又は退避する場合の経路
 - ケ その他必要な事項
 - (3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知
 - ① 地域住民等への周知

ア 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

第8 医療・保健

市本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施するとともに、県外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合は、県内外の医療機関及び消防との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。また、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理及びこころのケアを実施する。

1 スクリーニング及び除染

(1) 市本部長は、国が指示又は決定する身体のスクリーニングを行なう際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他関係機関に対し、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。

(2) 市本部長は、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染は、当該施設において実施する。

2 初動医療体制

(1) 市本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体のスクリーニング等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。

- (2) 市本部長は、県本部長が市本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定した場合、その通知を受ける。
- (3) 市本部長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は当該搬送等に協力する。

第9 放射線対策計画

1 実施機関

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
市民生活部	衛生生活班	1 空間放射線量の測定及び公表 2 必要に応じた除染対策
教育部	第1教育班	市内小中学校施設における空間放射線量の測定及び公表
産業振興部	各班	放射性物質測定等にかかる市内事業者の補助

2 実施要領

(1) 空間放射線量の測定

- ① 市本部長は、放射性物質の影響を把握するための基礎的な数値として、町内の各地において空間放射線量を測定する。
- ② 放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組む。
- ③ 測定に用いる機器は、市が所有する測定機器や、沿岸広域振興局等が保有する測定機器を活用するものとする。

(2) 測定結果の公表

測定した空間放射線量等については、正しい情報を提供し、風評被害を予防するためにも、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(3) 放射性物質測定等にかかる市内事業者の補助

市では、市内事業者の放射能風評被害防止支援等のため、必要に応じて、放射性物質測定等にかかる補助を実施する。

(4) 除染対策

除染の必要が生じた場合、国の原子力災害対策本部による「市町村による除染実施ガイドライン」を参考にしながら、学校施設及び保育施設を最優先に優先順位を検討しながら計画的に実施するものとする。

第32節 防災ヘリコプター応援要請計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。
- 2 市本部長及び消防機関の長は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入れ体制を整備するとともに、応急対策活動に対する支援を行う。

第2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務 内 容
県 本 部 長	防災ヘリコプターの運航
市本部長並びに消防の一部事務組合の管理者	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

(市本部の担当)

部	班	担 当 業 務
危機管理監	防災班	防災ヘリコプターの応援要請
	消防班	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第3 実施要領

1 活動体制

- (1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市本部長又は消防の一部事務組合の管理者（以下「市本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その活動が急を要し、市本部長等の要請を待ついとまがない場合においては、県本部長の判断に基づいて自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公 共 性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
-------	--

緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非 代 替 性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	① 被災状況の偵察及び情報収集 ② 救援物資、人員等の搬送 ③ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消 火 活 動	① 林野火災における空中消火 ② 偵察、情報収集 ③ 消防隊員、資機材等の搬送 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 助 活 動	① 中高層建築物等の火災における救助 ② 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ③ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 急 活 動	① 交通遠隔地からの傷病者の搬送 ② 高度医療機関への転院搬送 ③ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 ④ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

- (1) 市本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

① 災害の種別
② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
③ 災害発生現場の気象状況
④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
⑤ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
⑦ その他必要な事項

- (2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	電 話 0 1 9 8 (2 6) 5 2 5 1 F A X 0 1 9 8 (2 6) 5 2 5 6
------------------------------	--

- (3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、市本部長等に回答する。

5 受入体制

市本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

① 離着陸場所の確保及び安全対策
② 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
③ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
④ その他必要な事項